

第 3 章

茨木市障害者施策に関する第 4 次長期計画

茨木市障害福祉計画（第 5 期）

茨木市障害児福祉計画（第 1 期）

第1節 前計画の評価と課題

○障害者施策に関する第3次長期計画の評価と課題

前計画の基本理念 「障害者の地域での自立生活と共生社会のまちづくり」

前計画の基本目標 1 とともに認め合い支え合う地域づくり

1 一人ひとりの人権を尊重する思いやりあふれるまちづくりの推進

すべての市民が共に理解し、支え合う「地域共生社会」を築くために、障害を理由とした差別の解消と権利擁護を推進しています。障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行や障害者差別解消法の成立等に伴い、障害への理解を深める啓発を実施するとともに、障害者の社会参加を促進し、障害のある人となない人が集い、交流できる機会の充実を図り、市民、事業者等が合理的配慮^{*}について考え、行えるように取り組んでいく必要があります。

【取組状況と課題】

①障害の定義を理解し障害者への理解を深める啓発の推進

「障害」や「障害者」についての正しい理解が市民一人ひとりに浸透するようにホームページやポスター、リーフレットの作成・配付により、啓発に取り組みました。

「障害者社会参加促進事業補助金」を交付し、市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者と市民の交流を深める行事等の事業を支援することで、障害者の社会参加を促進し、障害への理解、啓発に努めてきました。

また、地域の各種団体が障害についての取組を行うことが増えてきている中、引き続き、日ごろの取組を通じて啓発に努める必要があります。

②交流・ふれあいの推進

「当事者交流会」や障害者地域自立支援協議会研修会において障害についての正しい認識や理解への取組の充実を図るとともに、地域活動支援センターⅢ型開設促進事業により、集い、交流できる居場所として地域活動支援センターⅢ型の設置を促進しています。また、相談者と同じ課題等を抱える障害者が話を聞き合うことで、地域における障害者の心の支えとなれるように「ピアカウンセラー養成講座」を開

^{*}合理的配慮：

障害者がほかの者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

催してきました。今後は、担い手やボランティアとなる人材を確保し、社会参加や交流を推進するため、障害特性や社会的障壁※についての理解を深める取組を充実させる必要があります。

さらに、地域生活支援拠点の整備については、「体験の機会・場」「24時間365日の相談体制」「専門的人材の確保・養成」の機能について検討していく必要があります。

2 助け合い・支え合いの精神にもとづく地域福祉の推進

地域福祉ネットワークの強化を図り、障害者が地域で安心して生活できるように助け合える関係づくりや声かけができる環境づくりに努めてきました。

また、地域での福祉活動の推進に向けて、健康福祉セーフティネット会議などで情報の共有に取り組んでいます。

【取組状況と課題】

①地域での支え合い活動の推進

地域において、すべての市民がその人らしく安心して自立した生活が送れるように、地域福祉の視点に立ち、助け合い、共に支え合える活動の推進に取り組んできました。

障害当事者やその家族が抱える複合的なニーズへの支援については、今後の課題となっています。

②ボランティア活動・住民参加型福祉活動への支援

「ボランティアセンター」や「市民活動センター」と連携して、ボランティア活動に参加する機会の充実を図り、社会参加の促進に努め、市民の力を地域福祉の充実に結び付け、安心して暮らせる地域社会を築くことに取り組んできました。

③地域福祉ネットワークの推進

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員等と連携して「地域福祉ネットワーク」を展開し、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。

障害者が気軽に相談できる体制の整備について課題もあり、今後の方向性として、相談支援体制やネットワークの推進について検討する必要があります。

※社会的障壁：

障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

前計画の基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制の充実

1 総合的な自立支援体制の構築

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくことができるように障害者の自己決定に基づいたサービス利用の支援に努めてきました。また、日常生活圏域において、障害者の権利が侵害されないように関係機関と連携して取り組んでいます。

【取組状況と課題】

①日常生活圏域の設定

7つの「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域に密着したサービス等の提供を行ってきました。今後は、複雑・多様化するニーズに対し、より身近な地域できめ細やかな対応ができるように圏域の再編などを行う必要があります。

②地域での相談支援体制の強化

保健、医療、福祉、教育等の多様な社会資源と障害者をつなぎ、総合的・継続的なサービスを提供できるケアマネジメント体制の充実に取り組んできました。茨木市障害者基幹相談支援センターや7つの日常生活圏域それぞれに障害者相談支援事業所を設置し、地域における相談支援体制の強化に努めてきました。相談支援従事者のスキルアップ等が今後の課題となっています。

③虐待防止と権利擁護に関する取組の推進

障害者虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図るとともに、24時間・365日同一の電話番号で虐待通報を受理できる専用ダイヤルを設置し、体制強化に努めています。また、障害者の権利が守られるように成年後見制度についての周知が課題となっています。

④自立を促す在宅支援サービスの充実

自立支援給付事業や地域生活支援事業については、サービス提供体制の充実に努めています。また、茨木市立障害福祉センターハートフルにおいて生活介護事業を開始するとともに、生活介護事業所入浴設備設置促進事業等を実施し、計画的な社会資源の整備に努めました。

⑤情報提供、意思疎通支援の充実

視覚障害者が必要な情報を取得できるように「声の広報」「点字広報」の充実に努めてきました。また、窓口にタブレットを設置し、多様なコミュニケーション支援に努めてきました。障害特性に応じた意思疎通や障害者が利用しやすい手段による情報提供に取り組む必要があります。

⑥サービス利用者の権利が守られる仕組みづくり

障害者自らがサービスを選択し利用できるように、利用者の権利が守られる仕組みづくりに努めています。相談支援専門員の人材確保が難しい中、希望するすべての障害者に計画相談支援を導入できるように引き続き取り組む必要があります。

2 文化、スポーツなど社会参加の推進

社会参加の一環として、障害者の文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を通じ、障害のない人との交流促進や障害への理解促進に努めています。障害者が、様々な活動に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。

【取組状況と課題】

①文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

パソコン講座や健康体操講座など障害者のニーズに合った講座を開催してきました。また、大阪府障がい者スポーツ大会などへの参加を支援するとともに、活動の成果を発揮する場の充実に努めました。

3 精神保健福祉施策・難病対策の推進

精神障害者や難病患者が安心して地域で自立した生活ができるように、こころの健康に関する相談や周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携を図りながら支援に取り組んできました。

【取組状況と課題】

①精神保健福祉活動の推進

こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい理解が市民に深まるように周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、こころの健康に関する相談に応じました。

②社会生活支援の体制づくり

精神障害者相談支援センターや障害者相談支援事業所、関係機関が連携し、居住・就労・生活支援の視点に立った地域ケアの体制づくりに努めてきました。引き続き、障害当事者等のそれぞれのニーズに応じた支援が課題となっています。

③難病患者に対する支援

大阪府や医療機関等との連携により、障害福祉サービス等の利用について、周知や相談支援を実施しています。引き続き、関係機関等との連携のもと、制度の周知に努め、障害福祉サービス等の円滑な利用を推進する必要があります。

前計画の基本目標3 自立した生活の礎となる健康づくり

1 健康づくりへの支援体制の充実

住み慣れた地域で健やかに暮らしつづけられるように、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。各種健（検）診や指導、相談により、市民一人ひとりの健康管理を支援するように努めています。

【取組状況と課題】

①健康づくりの推進

「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりを支援するため、健康診査をはじめ、様々な保健事業や、一人ひとりの健康状態に合わせた保健指導や相談を実施しました。

また、妊娠届出時の面接では、支援を必要とする妊婦を把握し、医療機関等と連携しながら支援に努めるとともに、妊婦健康診査公費助成額を拡充することにより、妊娠期から子育て期にわたる健康づくりの支援体制の充実に取り組んできました。

乳幼児健康診査では、育児不安等に対する保健指導を行い、乳幼児の健全育成並びに児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、身体発育、精神発達における課題を早期に把握し、早期に療育等へつなげられるように必要な支援に努めてきました。また、未受診者の状況も把握し、必要な対応に取り組んできました。

こころの健康に関しては、様々な相談に対応するため、関係機関と連携を図りながら、「こころの相談室」や「健康相談」等の相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関につなげるなどの取組を実施しました。

②リハビリテーション※の推進

障害者の円滑な地域生活への移行や自立した生活を継続できるように、地域活動支援センターや生活介護事業所等においてプログラムの中で機能訓練、生活訓練等が受けられる体制の充実に努めてきました。

茨木市立障害福祉センターハートフルでは、地域活動支援センターⅡ型を実施し、障害者のニーズに応じたリハビリテーションの提供に努めています。引き続き、障害者が自立した地域生活を継続できるようにリハビリテーション体制の充実に取り組む必要があります。

※リハビリテーション：

日常生活・社会的生活に制約のある人に対して、残された能力を最大限に回復させ、また新たな能力を開発し、自立性を向上させ、積極的な生活への復帰を実現するために行われる一連の働きかけ。

2 医療に対する支援の充実

医療費公費負担制度の実施や医療サービスについての情報提供や周知の徹底などにより、医療を必要とする障害者やその家族等が、地域で安心して生活できるように取り組んでいます。

【取組状況と課題】

①医療費への支援

医療が必要な障害者に過度の負担が生じないように、自立支援医療などの医療費公費負担制度等を実施しています。また、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う新たな制度の実施に向け取り組んでいます。

必要な人が必要な医療を受けられるように制度の周知等について検討する必要があります。

②医療的ケアに対する支援

重度障害者等が、入院生活等から地域移行し、継続した在宅生活を送ることができるよう、重度重複障害者等支援事業の実施や訪問看護の充実など適切な医療的ケアを提供できる体制の充実や社会資源の整備に取り組んでいます。

また、計画相談支援においては、施設やサービス提供事業者が実施している医療的ケアについて、担当者会議を通じて情報の共有を図り、連携した支援ができる体制の充実に努めています。医療的ケアが必要な障害者を受け入れられる短期入所などの社会資源の整備が課題となっています。

前計画の基本目標4 生涯にわたる多様な学びと働く場づくり

1 療育・教育体制の充実

障害児（者）一人ひとりが、生きがいのある生活を送り、多様な学習の機会を確保し、地域社会の一員として暮らしつづけられるように取り組みました。

「次世代育成支援行動計画」と連携し、障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、切れ目のない支援に取り組んでいます。

【取組状況と課題】

①保育・教育における支援体制の充実

乳幼児健診等で発達の遅れや障害の可能性のある乳幼児には、保健師等が保護者に説明を実施し、療育機関を紹介するとともに、健診後すぐに療育支援につながらない子どもたちに対して療育体験を提供する「親子ひろば」を開始し、適切な支援に努めてきました。

保育所・幼稚園等では、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することを目指す統合保育・共生保育の一層の推進を図るため、市立保育所すべてに2人の看護師を配置するなど障害児保育の充実に努めてきました。また、市立幼稚園、保育所等については、心理判定員※による巡回支援を実施し、保護者の気づき・受容を促し早期に支援につながるよう取り組んできました。

今後も、保護者の気づきを促し、保護者の気持ちに寄りそったより丁寧な説明が必要であり、保護者の気づきの段階から切れ目のない支援を提供していくことが課題になっています。

②発達障害児に対する指導・支援体制の充実

すくすく教室、ばら親子教室では、乳幼児健診後の療育が必要な子どもに対し、保護者の子どもに対する理解を促し、保護者が子どもの成長に喜びを感じることが出来る親子通園での療育を実施しています。福祉型児童発達支援センターあけぼの学園では、通所機能に加えて地域支援（相談支援や保育所等訪問支援等）の充実に努めるとともに、医療型児童発達支援センター藍野療育園と連携し、民間の障害児通所支援事業所への後方支援にも努めてきました。

さらに、保育所・幼稚園等に在籍する療育が必要な子どもに対しては、保育所・幼稚園等に在籍しながら療育を受けることができる体制の整備に取り組んできま

※心理判定員：

児童相談所や身体障害者更生相談所などの施設で、児童や障害者の自立のために心理学的な見地からの援助を行う専門職。

した。また、より専門性の高い個別療育の実施など重層的な支援に努めています。

障害のある子どもの支援に当たっては、集団の中での育ちを保障できるように一人ひとりの状態や発達の特性等に応じた適切な配慮が求められています。

③学校教育・社会教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に、障害のある児童・生徒自らが生活の仕方や進路を選択できるように支援してきました。

また、学校生活を修了しても引き続き主体的に選択し、行動する力を培えるように、社会教育においても継続的な支援を行っています。

発達障害を含めた支援教育への移行により、児童・生徒の発達状況に応じた適切な教育内容・指導方法を取り入れ、生きる力を育むことができる教育環境の充実に取り組んでいます。

障害児への支援が適切に行われるため教育と福祉のより一層の連携が求められています。

④福祉教育の推進

常に人権尊重の視点に立った人を育て、「心のバリアフリー」の普及を図るため、学校や地域の様々な機関・団体が連携し、福祉教育の市民への浸透に取り組んでいます。

平成28年(2016年)4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者差別事例や、思春期における発達障害や大人の発達障害についての学習会を行いました。

各講座では当事者や支援者の体験を聞いたり、フィールドワークで市内の病院を訪問するなど、実状や活動を直接学ぶ機会の提供に努めています。

また、障害や福祉に関する講演会も実施していますが、引き続き市民一人ひとりの福祉に対する認識が高まるような事業を行うことが課題となっています。

2 働く場の充実

障害者の働く場の充実に向け、保健・福祉・教育・労働などの関係機関が連携し、就労に必要な技能取得支援や就労体験事業等、様々な取組を行いました。

また、障害者の就労支援体制の充実及び就労意欲の向上を図り、就労を通じて障害者の社会参加の促進に努めています。

市内の企業に対しては、障害者雇用を働きかけ、職場における障害者雇用の啓発及び理解促進に努めるとともに、障害者の就労機会の拡大や就労定着に向けた労働環境の確保に努めています。引き続き、市内の企業に対し、障害への理解とともに職場内での合理的配慮の提供義務や障害者に関する各種支援制度等の周知・啓発を進めていく必要があります。

【取組状況と課題】**①障害者雇用に対する企業等の理解の促進**

障害者雇用に対する企業等の理解促進を図り、障害者の就労拡大に向け、公共職業安定所（ハローワーク）や茨木・摂津障害者就業・生活支援センター*等と連携し、市内の事業主に対し、法定雇用率*や各種支援制度の周知に努めました。障害者雇用促進法の改正や障害者差別解消法の施行に伴い、職場における合理的配慮や障害者差別解消法等に関するセミナーを開催するとともに、市内の事業主に対しポスター及びリーフレットを配付し、障害を理由とする差別の解消についての啓発を行いました。

②障害者の就労機会・場の拡大

障害者の就労支援体制の充実に向け、茨木市障害者地域自立支援協議会就労支援部会等と連携を図りながら取り組んでいます。公共職業安定所や茨木・摂津障害者就業・生活支援センター等と連携し、障害者合同就職面接会の開催や障害者雇用奨励金制度を実施するなど、市内の企業に障害者雇用を働きかけ、障害者の就労機会・働く場の拡大に努めました。

庁内職場実習やスマイルオフィスの設置により、障害者の就労意欲を高め、一般就労へとつなぐ取組を行うとともに、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園において自立訓練（生活訓練）事業を開始しました。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等調達方針を策定するとともに、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園を窓口とした共同受注システムの運用により、受注拡大と工賃向上に取り組んでいます。

*障害者就業・生活支援センター：

障害者の職業的自立を実現するため、就職や職場適応などの就業面での支援及び日常生活などに関する支援を身近な地域で関係機関との連携を図りつつ、一体的に提供する機関。

*法定雇用率：

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされる数値。

前計画の基本目標5 すべての人にやさしいまちづくり

1 生活環境の整備

公共施設等のバリアフリー化の推進にあっては、物理的な障壁だけではなく、心のバリアフリーにも配慮し、社会参加の障壁となるものを取り除き、様々な障害者のニーズに対応した誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めてきました。障害者等の外出と社会参加を促進するために、関係法令等の趣旨を踏まえ、あらゆる利用者にやさしい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン※」を取り入れたまちづくりについて、道路・都市計画・住宅・商業・交通政策・教育などの関係部門や市民、事業者が連携した取組を推進しています。

【取組状況と課題】

①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

「バリアフリー法」「大阪府福祉のまちづくり条例」「バリアフリー基本構想」等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に沿った施設整備を実施しています。また、障害者等の交通安全に配慮した生活環境の整備に努めています。

②移動・交通手段の充実

誰もが住みやすく、移動しやすいまちづくりのため、「総合交通戦略」に基づき、総合的な交通施策を推進しています。公共交通機関の運賃割引制度等の周知に努め、障害者の利用に配慮した交通手段の充実を支援しています。

また、移動に制約のある障害者に対し、移動支援サービスを実施する福祉有償運送制度※については、新たな事業者の参入促進に努めました。

③安心して暮らしやすい住まいの充実

障害者が安心して暮らせるように重度障害者等住宅改造助成事業の実施などにより、住まいのバリアフリー化を促進するとともに、公営住宅における障害者の住まいの確保に努めました。

※ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン。

※福祉有償運送制度：

NPOや社会福祉法人などが、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、余暇などを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

2 防災対策の充実

地域住民に対し、防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施するとともに、「地域防災計画」に基づき、防災訓練等の実施により、地域で要配慮者を把握し、災害時の安否確認や支援を行うことができる環境づくりに努めてきました。

障害者の防災意識の高揚に向けた取組や要配慮者対策の推進に努めるとともに、障害者の災害時における避難や避難所での生活の質の確保が課題となっています。

【取組状況と課題】

①防災意識の普及推進

「地域防災計画」に基づき、災害時における障害者への援助に関する知識の普及に努め、自力避難が困難な障害者への防災知識の普及や障害関係団体の参加による防災訓練の実施に取り組んでいます。

②災害時の要配慮者対策の推進

災害発生時に自力避難が困難な障害者等が居住する住宅や利用施設等において、障害特性に配慮した防災設備の整備を図りました。関係機関との連携を密にし、緊急時の情報提供体制として「災害時避難行動要支援者名簿」を整備するとともに「安否確認サポートシステム」を活用し、障害者が安心して生活できる環境づくりに取り組みました。

茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づく、市内8事業所からの災害発生に伴う避難施設の設置届により、災害時における避難場所提供体制の充実を図り、要配慮者の受け入れ拡大に努めています。

○障害福祉計画（第4期）の取組状況と評価

〔1〕成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行者数

【施設入所者の地域移行の成果と評価】

施設入所者の地域移行については、平成28年度（2016年度）末までの地域移行者数は11人で、目標値22人に対して、50%の達成率となっています。

■地域移行の目標値と実績

平成25年度 (2013年度) 末 施設入所者数	第4期計画 地域移行者数 目標値 A	平成28年度 (2016年度) 末 までの 地域移行者数 B	B - A	達成率 B / A
115人	22人	11人	▲11人	50%
	移行率19%	移行率9.6%		

【施設入所者数削減の成果と評価】

施設入所者数の削減については、平成25年度（2013年度）末の施設入所者115人に対して、平成28年度（2016年度）末の施設入所者数は128人で、13人増加となっており、目標は未達成となっています。障害者が地域で生活を送るため、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、日中活動の場や身近な地域で相談できる体制整備が必要です。

■施設入所者数削減の目標値と実績

平成25年度 (2013年度) 末 施設入所者数 A	第4期計画 施設入所者 削減数目標値 B	平成28年度 (2016年度) 末 施設入所者数 C	削減数 A - C = D	達成率 D / B
115人	削減数10人 削減率8%	128人	削減数▲13人	▲130%
	施設入所者数 105人		削減率▲11.3%	

2 福祉施設から一般就労への移行者数

【福祉施設から一般就労への移行者数の成果と評価】

平成28年度（2016年度）の福祉施設から一般就労への移行者数は34人で、目標値59人に対して、58%の達成率となっています。福祉施設からの移行を促進するだけでなく、障害者を雇用する企業への支援に取り組むとともに、移行先となる事業所や企業の開拓に努める必要があります。

■福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績

平成24年度 (2012年度) 一般就労への 移行者数	第4期計画 一般就労への 移行者数目標値 A	平成28年度 (2016年度) 一般就労への 移行者数 B	B - A	達成率 B / A
39人	59人 平成24年度 (2012年度) 対比 1.5倍以上	34人	▲25人	58%

3 就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

【就労移行支援事業の利用者数の成果と評価】

平成28年度（2016年度）末の就労移行支援事業所の利用者数は57人で、目標値47人を達成しています。

①就労移行支援事業の利用者目標値と実績

平成25年度 (2013年度) 末 就労移行支援事業 利用者数	第4期計画 就労移行支援事業 利用者数目標値 A	平成28年度 (2016年度) 末 就労移行支援事業 利用者数 B	B - A	達成率 B / A
29人	47人 平成25年度 (2013年度) 対比 60%以上	57人 平成25年度 (2013年度) 対比 196.6%	10人	121%

【就労移行支援事業所ごとの就労移行率の成果と評価】

就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、市内2か所の事業所いずれもが、3割を越える移行率を示しており、目標値を達成しています。

②就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値と実績

第4期計画 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 の増加目標値	平成28年度（2016年度）末 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	達成率 B / A
平成29年度（2017年度）末において、 就労移行支援事業所のうち就労移行率 が3割以上の事業所を全体の 5割以上	事業所数：2か所（A） 移行率：50%・75% （3割以上：2か所（B））	100%

【就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃の成果と評価】

就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃は、平成28年度（2016年度）13,284円で、目標の17,091円に対して、78%の達成率となっています。障害者優先調達推進法に基づく取組の推進や共同受注システムを活用して、より効果的な工賃向上に取り組む必要があります。

③就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃の目標値と実績

第4期計画 平均月額工賃 目標値 A	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度) B	過去3か年 平均額	達成率 B/A
17,091円	13,567円	12,993円	13,284円	13,281円	77.7%

4 障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等の整備についての成果と評価】

地域生活支援拠点等の整備については、平成28年度（2016年度）末においては未整備となっています。障害者地域自立支援協議会等と連携を図りながら、地域の社会資源を有効に活用し、国の動向等を踏まえ、整備を検討していく必要があります。

■地域生活支援拠点等の整備目標値と実績

第4期計画 地域生活支援拠点等の整備目標値	平成28年度（2016年度）末 地域生活支援拠点等の整備
平成29年度（2017年度）末までに市又は圏域に少なくとも1つ整備	未整備

〔2〕活動指標

(1) 自立支援給付

1 訪問系サービス

【評価】

訪問系サービスについては、おおむね計画どおりに実績は推移しています。今後は、障害の重度化や複合化に伴い居宅介護や重度訪問介護などの利用が増加していくことが考えられます。

【計画の実施状況】

障害種別			平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
サービス種別			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	居宅介護	人分	119	95	79.8%	105	101	96.2%	107	113	105.6%
		時間分	3,280	2,729	83.2%	3,125	2,979	95.3%	3,210	2,744	85.5%
	重度訪問介護	人分	27	18	66.7%	19	18	94.7%	19	19	100.0%
		時間分	7,078	6,088	86.0%	5,639	5,794	102.7%	5,639	6,518	115.6%
	同行援護	人分	52	62	119.2%	59	59	100.0%	60	60	100.0%
		時間分	1,417	1,350	95.3%	1,528	1,377	90.1%	1,554	1,552	99.9%
知的障害者	居宅介護	人分	58	58	100.0%	57	66	115.8%	59	73	123.7%
		時間分	2,058	1,603	77.9%	1,683	1,584	94.1%	1,729	1,620	93.7%
	重度訪問介護	人分	—	0	—	1	1	100.0%	2	1	50.0%
		時間分	—	0	—	297	27	9.1%	594	30	5.1%
	行動援護	人分	4	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
		時間分	180	0	0.0%	90	0	0.0%	90	84	93.3%
精神障害者	居宅介護	人分	91	137	150.5%	139	146	105.0%	143	162	113.3%
		時間分	839	1,254	149.5%	1,278	1,369	107.1%	1,312	1,553	118.4%
	重度訪問介護	人分	—	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
		時間分	—	0	—	0	0	—	297	0	0.0%
	行動援護	人分	0	0	—	2	0	0.0%	2	0	0.0%
		時間分	0	0	—	90	0	0.0%	90	0	0.0%
障害児	居宅介護	人分	30	31	103.3%	30	30	100.0%	31	24	77.4%
		時間分	610	429	70.3%	423	371	87.7%	435	282	64.8%
	同行援護	人分	—	0	—	1	1	100.0%	1	0	0.0%
		時間分	—	0	—	3	6	200.0%	3	0	0.0%
	行動援護	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	居宅介護	人分	298	321	107.7%	331	343	103.6%	340	372	109.4%
		時間分	6,787	6,015	88.6%	6,509	6,303	96.8%	6,686	6,199	92.7%
	重度訪問介護	人分	27	18	66.7%	20	19	95.0%	22	20	90.9%
		時間分	7,078	6,088	86.0%	5,936	5,821	98.1%	6,530	6,548	100.3%
	同行援護	人分	52	62	119.2%	60	60	100.0%	61	60	98.4%
		時間分	1,417	1,350	95.3%	1,531	1,383	90.3%	1,557	1,552	99.7%
合計	行動援護	人分	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	1	25.0%
		時間分	180	0	0.0%	180	0	0.0%	180	84	46.7%
	重度障害者等包括支援	人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		時間分	75	0	0.0%	75	0	0.0%	75	0	0.0%

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

2 短期入所

【評価】

短期入所は、精神障害者の延べ利用日数以外は、いずれも計画を上回る実績で推移しています。本市で実施している重度重複障害者等支援事業補助金の活用やサービス提供事業所の増加に伴い、短期入所の利用が増加しており、ニーズの高さがうかがわれます。

また、障害児の利用については、計画を大きく上回っています。

【計画の実施状況】

障害種別		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	11	23	209.1%	21	23	109.5%	22	24	109.1%
	人日分	62	121	195.2%	101	120	118.8%	108	114	105.6%
知的障害者	人分	63	84	133.3%	78	95	121.8%	84	122	145.2%
	人日分	349	362	103.7%	365	401	109.9%	390	566	145.1%
精神障害者	人分	1	5	500.0%	4	5	125.0%	4	5	125.0%
	人日分	8	28	350.0%	26	19	73.1%	28	20	71.4%
障害児	人分	13	39	300.0%	15	39	260.0%	16	40	250.0%
	人日分	51	121	237.3%	43	111	258.1%	46	124	269.6%
合計	人分	88	151	171.6%	118	162	137.3%	126	191	151.6%
	人日分	470	632	134.5%	535	651	121.7%	572	824	144.1%

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

3 日中活動系サービス

【評価】

障害者の日中の居場所づくりや活動場所の提供体制の充実、サービス提供事業所の増加に伴い、生活介護や就労継続支援（A型）の伸びが著しい状況となっています。また、自立訓練については、機能訓練、生活訓練ともに計画を上回る実績で推移しています。

身体障害者や精神障害者では、就労移行支援の利用が計画を大きく上回っており、一般就労に対するニーズの高まりがうかがえます。

【計画の実施状況】

障害種別 サービス種別			平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	生活介護	人分	66	84	127.3%	85	90	105.9%	87	101	116.1%
		人日分	1,100	1,510	137.3%	1,541	1,621	105.2%	1,582	1,799	113.7%
	自立訓練 （機能訓練）	人分	0	3	—	2	4	200.0%	2	5	250.0%
		人日分	0	41	—	15	49	326.7%	15	75	500.0%
	就労移行支援	人分	12	4	33.3%	3	7	233.3%	4	5	125.0%
		人日分	192	65	33.9%	49	110	224.5%	61	86	141.0%
	就労継続支援 （A型）	人分	0	6	—	4	12	300.0%	9	16	177.8%
		人日分	0	90	—	58	202	348.3%	136	292	214.7%
知的障害者	生活介護	人分	18	35	194.4%	41	36	87.8%	42	40	95.2%
		人日分	312	602	192.9%	711	607	85.4%	729	668	91.6%
	生活介護	人分	262	357	136.3%	361	364	100.8%	371	384	103.5%
		人日分	4,986	6,906	138.5%	7,078	7,060	99.7%	7,266	7,418	102.1%
	自立訓練 （生活訓練）	人分	4	3	75.0%	3	4	133.3%	3	5	166.7%
		人日分	66	58	87.9%	51	80	156.9%	51	98	192.2%
	就労移行支援	人分	41	10	24.4%	12	6	50.0%	16	19	118.8%
		人日分	643	183	28.5%	237	98	41.4%	298	296	99.3%
精神障害者	就労継続支援 （A型）	人分	16	6	37.5%	4	18	450.0%	9	22	244.4%
		人日分	220	113	51.4%	77	347	450.6%	181	428	236.5%
	就労継続支援 （B型）	人分	191	206	107.9%	207	213	102.9%	212	208	98.1%
		人日分	3,152	3,659	116.1%	3,718	3,835	103.1%	3,811	3,771	99.0%
	生活介護	人分	1	9	900.0%	6	12	200.0%	6	17	283.3%
		人日分	26	103	396.2%	80	144	180.0%	82	211	257.3%
	自立訓練 （生活訓練）	人分	1	3	300.0%	3	4	133.3%	3	6	200.0%
		人日分	16	48	300.0%	66	58	87.9%	66	73	110.6%
療養介護	就労移行支援	人分	66	24	36.4%	16	33	206.3%	19	33	173.7%
		人日分	879	399	45.4%	253	520	205.5%	319	512	160.5%
	就労継続支援 （A型）	人分	34	8	23.5%	7	23	328.6%	17	40	235.3%
		人日分	370	130	35.1%	115	397	345.2%	265	719	271.3%
	就労継続支援 （B型）	人分	80	73	91.3%	73	76	104.1%	75	73	97.3%
		人日分	900	906	100.7%	895	985	110.1%	917	946	103.2%
	療養介護	人分	20	24	120.0%	27	26	96.3%	28	24	85.7%
		人日分	20	24	120.0%	27	26	96.3%	28	24	85.7%
合計	生活介護	人分	329	450	136.8%	452	466	103.1%	464	502	108.2%
		人日分	6,112	8,519	139.4%	8,699	8,825	101.4%	8,930	9,428	105.6%
	療養介護	人分	20	24	120.0%	27	26	96.3%	28	24	85.7%
		人日分	20	24	120.0%	27	26	96.3%	28	24	85.7%
	自立訓練 （機能訓練）	人分	0	3	—	2	4	200.0%	2	5	250.0%
		人日分	0	41	—	15	49	326.7%	15	75	500.0%
	自立訓練 （生活訓練）	人分	5	6	120.0%	6	8	133.3%	6	11	183.3%
		人日分	82	106	129.3%	117	138	117.9%	117	171	146.2%
就労移行支援	就労移行支援	人分	119	38	31.9%	31	46	148.4%	39	57	146.2%
		人日分	1,714	647	37.7%	539	728	135.1%	678	894	131.9%
	就労継続支援 （A型）	人分	50	20	40.0%	15	53	353.3%	35	78	222.9%
		人日分	590	333	56.4%	250	946	378.4%	582	1,439	247.3%
	就労継続支援 （B型）	人分	289	314	108.7%	321	325	101.2%	329	321	97.6%
		人日分	4,364	5,167	118.4%	5,324	5,427	101.9%	5,457	5,385	98.7%

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

4 居住系サービス

【評価】

地域における生活の場としてのグループホームの利用は、順調に推移しています。今後も、地域移行及び地域での継続した生活へのニーズの高まりに合わせてグループホームの整備を推進していく必要があります。

また、施設入所支援については、計画を上回る実績となっています。

【計画の実施状況】

障害種別 サービス種別			平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	共同生活援助（グループホーム）	人分	0	1	—	1	2	200.0%	1	3	300.0%
	施設入所支援	人分	24	32	133.3%	28	33	117.9%	27	36	133.3%
知的障害者	共同生活援助（グループホーム）	人分	146	167	114.4%	164	176	107.3%	170	182	107.1%
	施設入所支援	人分	72	86	119.4%	83	85	102.4%	80	88	110.0%
精神障害者	共同生活援助（グループホーム）	人分	24	17	70.8%	17	22	129.4%	17	21	123.5%
	施設入所支援	人分	0	3	—	2	2	100.0%	2	1	50.0%
合計	共同生活援助（グループホーム）	人分	170	185	108.8%	182	200	109.9%	188	206	109.6%
	施設入所支援	人分	96	121	126.0%	113	120	106.2%	109	125	114.7%

* 数値は月間の平均利用人員

5 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

【評価】

計画相談支援については、計画を大きく下回る状況となっています。計画相談支援を提供できる相談員不足が一つの要因となっており、相談員の人材確保と資質向上に努める必要があります。地域移行、地域定着支援については、いずれも計画を下回る状況となっています。地域の受け入れ体制不足や施設、病院の支援により移行していることなどがうかがわれます。引き続き、施設や病院に対し、サービスの周知に努める必要があります。

【計画の実施状況】

障害種別 サービス種別			平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	計画相談支援	人分	20	19	95.0%	135	27	20.0%	143	41	28.7%
	地域移行支援	人分	0	0	—	3	0	0.0%	4	1	25.0%
	地域定着支援	人分	0	0	—	1	0	0.0%	2	0	0.0%
知的障害者	計画相談支援	人分	40	37	92.5%	209	45	21.5%	221	66	29.9%
	地域移行支援	人分	0	0	—	4	0	0.0%	6	1	16.7%
	地域定着支援	人分	0	0	—	2	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害者	計画相談支援	人分	80	46	57.5%	268	56	20.9%	284	66	23.2%
	地域移行支援	人分	21	1	4.8%	5	1	20.0%	7	2	28.6%
	地域定着支援	人分	13	0	0.0%	2	0	0.0%	3	1	33.3%
障害児	計画相談支援	人分	50	28	56.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
合計	計画相談支援	人分	190	130	68.4%	613	129	21.0%	649	174	26.8%
	地域移行支援	人分	21	1	4.8%	12	1	8.3%	17	4	23.5%
	地域定着支援	人分	13	0	0.0%	5	0	0.0%	8	1	12.5%

* 計画相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

* 地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

6 自立支援医療

【評価】

更生医療については、利用者の把握や制度の周知に伴い、利用が増加しています。

育成医療については、おおむね計画どおりに推移しています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
更生医療	件	1,311	2,626	200.3%	2,383	2,897	121.6%	2,420	3,239	133.8%
育成医療	件	—	390	—	376	355	94.4%	382	285	74.6%

* 数値は年間量

* 育成医療は平成25年度（2013年度）に大阪府から権限移譲を受けたため、平成26年度（2014年度）は見込量を設定していません。

7 補装具費

【評価】

補装具費の支給については、おおむね計画どおりに推移しています。引き続き、制度の周知に努めます。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
補装具費の支給	件	757	592	78.2%	651	610	93.7%	661	572	86.5%

* 購入費と修理費の年間合計

* 数値は年間量

(2) 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

【評価】

理解促進研修・啓発事業については、障害者地域自立支援協議会研修会等、イベントの開催に合わせて、市民の障害に対する理解を深める研修や啓発を推進しています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	有無	—	—	—	有	有	100.0%	有	有	100.0%

2 自発的活動支援事業

【評価】

自発的活動支援事業については、「ピアカウンセラー養成講座」の開催や障害者地域自立支援協議会当事者部会の立ち上げなど、市民等が行う自発的な活動に対する支援を実施しています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動支援事業	有無	—	—	—	有	有	100.0%	有	有	100.0%

3 相談支援事業

【評価】

障害者相談支援事業については、市内7つの日常生活圏域それぞれに委託相談支援事業所を設置し、圏域ごとの身近な地域における総合的な相談支援体制の充実に努めています。

また、基幹相談支援センターや基幹相談支援センター等機能強化事業においては、専門職を配置し、相談支援体制の充実に努めています。

住宅入居等支援事業については事業を実施しておりませんが、個別ケースの中で、住宅入居等にかかる支援を実施しています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	か所	7	7	100.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	—	有	—	有	有	100.0%	有	有	100.0%
住宅入居等支援事業	有無	有	無	—	無	無	—	無	無	—

* 基幹相談支援センター等機能強化事業は、平成24年度（2012年度）から実施のため、平成26年度（2014年度）は見込量を設定していません。

【参考】障害者相談支援事業者における相談件数の推移

相談内容	平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）
サービス利用	8,476件	9,992件	11,561件
障害・病状理解	253件	209件	612件
健康・医療	1,821件	2,433件	2,229件
不安解消・情緒安定	2,137件	1,656件	1,766件
保育・教育	357件	280件	241件
家族・人間関係	412件	617件	770件
家計・経済	556件	792件	894件
生活技術	2,317件	2,423件	2,856件
就労	399件	635件	836件
社会参加・余暇	325件	370件	304件
権利擁護	156件	116件	139件
虐待対応	80件	49件	87件
地域移行	5件	20件	60件
その他	1,098件	1,181件	1,102件
合 計	18,392件	20,773件	23,457件

* 数値は年間量

4 成年後見制度利用支援事業

【評価】

成年後見制度利用支援事業については、制度内容の理解や事業の浸透が十分とはいえず、計画を下回る利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業については、事業の対象となる法人がなかったことから、事業を実施しておりません。利用者のニーズの把握と制度の周知に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	人分	12	4	33.3%	8	2	25.0%	11	2	18.2%
成年後見制度法人後見支援事業	有無	—	—	—	無	無	—	無	無	—

* 数値は年間の利用人数

5 意思疎通支援事業

【評価】

意思疎通支援事業について、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は、おむね計画どおりの推移となっています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者派遣事業	人分	176	98	55.7%	54	54	100.0%	56	59	105.4%
要約筆記者派遣事業	人分	25	21	84.0%	8	8	100.0%	9	8	88.9%
手話通訳者設置事業	人分	3	3	100.0%	4	5	125.0%	4	5	125.0%

* 数値は年間量

* 手話通訳者派遣、要約筆記者派遣の平成26年度（2014年度）見込量及び実績値は派遣通訳等人数、平成27年度（2015年度）以降見込量及び実績値は派遣利用者数

6 日常生活用具給付等事業

【評価】

自立生活支援用具や住宅改修費については、実績が計画を大きく下回っています。その他のサービスについても、計画を下回った実績となっており、引き続き、利用者のニーズ把握と制度の周知に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	20	20	100.0%	31	24	77.4%	32	26	81.3%
自立生活支援用具	件	90	55	61.1%	69	44	63.8%	71	46	64.8%
在宅療養等支援用具	件	62	51	82.3%	40	36	90.0%	41	33	80.5%
情報・意思疎通支援用具	件	76	84	110.5%	71	71	100.0%	73	65	89.0%
排せつ管理支援用具	件	2,567	1,422	55.4%	1,394	1,196	85.8%	1,431	1,384	96.7%
住宅改修費	件	4	11	275.0%	14	3	21.4%	14	5	35.7%

* 数値は年間量

7 手話奉仕員養成研修事業

【評価】

計画を下回る実績で推移しています。手話通訳者*や手話奉仕員*は、意思疎通を図る上で大切な役割を果たしていますが、手話通訳者や手話奉仕員を養成するためには、長い期間が必要となります。今後を見据えて、研修事業の参加者の増加を図る必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	人分	—	—	—	60	40	66.7%	80	52	65.0%

* 数値は年間の養成研修修了者数

8 移動支援事業

【評価】

知的障害者や精神障害者については、計画を上回る利用で推移しています。また、身体障害者や障害児においても、おおむね計画どおりの推移となっています。

【計画の実施状況】

障害種別		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	204	124	60.8%	131	128	97.7%	135	122	90.4%
	時間分	36,360	19,018	52.3%	23,688	19,698	83.2%	24,317	19,846	81.6%
知的障害者	人分	294	345	117.3%	317	384	121.1%	325	379	116.6%
	時間分	48,060	59,123	123.0%	58,761	62,067	105.6%	60,321	62,880	104.2%
精神障害者	人分	30	52	173.3%	43	54	125.6%	44	69	156.8%
	時間分	2,076	4,822	232.3%	3,822	5,352	140.0%	3,923	5,989	152.7%
障害児	人分	129	99	76.7%	112	104	92.9%	115	94	81.7%
	時間分	11,268	8,775	77.9%	10,493	7,663	73.0%	10,771	6,442	59.8%
合 計	人分	657	620	94.4%	603	670	111.1%	619	664	107.3%
	時間分	97,764	91,738	93.8%	96,764	94,780	98.0%	99,332	95,157	95.8%

* 数値は年間量

*手話通訳者：

大阪府が実施する登録試験に合格し、聴覚障害者等に、特に専門性の高い手話通訳を行う人。更に専門的な知識、技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がある。

*手話奉仕員：

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者等に手話通訳を行う人。

9 地域活動支援センター

【評価】

地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型は計画どおりの設置となっています。Ⅲ型についても、地域活動支援センターⅢ型開設促進事業により、事業の実施が進んでいます。

地域活動支援センターは、障害者の日中活動の拠点として、地域で生活するための大切な居場所となっています。引き続き、整備に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
利用人数	人分	75	90	120.0%	254	176	69.3%	270	335	124.1%
Ⅰ型	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
Ⅱ型	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
Ⅲ型	か所	1	1	100.0%	3	2	66.7%	5	4	80.0%

* 数値は年間量

10 その他の事業（任意事業）

【評価】

訪問入浴サービス事業は、おおむね計画どおりに推移しています。

日中一時支援事業は、計画を上回る実績で推移しています。日中の居場所としての重要な役割を果たしており、今後も利用促進に努めます。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	人分	49	37	75.5%	36	36	100.0%	37	36	97.3%
日中一時支援事業	人分	880	968	110.0%	933	1,181	126.6%	957	1,267	132.4%
	人日分	1,296	1,116	86.1%	1,216	1,338	110.0%	1,248	1,449	116.1%

* 数値は年間量

【参考】その他の障害福祉サービス等

サービスの内容等	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
身体・知的障害者医療費助成	4,310件	4,407件	4,340件
重度障害者等住宅改造助成	9件	2件	9件
身体障害者用自動車改造助成	11件	8件	5件
身体障害者技能取得費助成	5件	0件	5件
配食サービス	227食	329食	422食
重度障害者福祉タクシー	2,458件	2,518件	2,568件
障害福祉センター入浴サービス	2,790件	2,786件	2,678件
重度重複障害者等支援事業	30件	32件	34件
生活介護事業所入浴サービス促進事業	9件	10件	13件
生活介護事業所入浴設備設置促進事業	2件	2件	0件
地域活動支援センターⅢ型開設促進事業	一件	1件	2件
障害者社会参加促進事業	9件	12件	12件
グループホーム開設補助	1件	2件	1件
入院時コミュニケーション支援事業	一件	1件	0件
スマイルオフィス	6人	6人	6人
庁内職場実習	51人	37人	34人
しょうがい福祉フェスタ	249人	195人	247人
当事者参画促進事業	3件	3件	3件
虐待通報専用ダイヤル	一件	一件	36件
緊急通報装置設置	6台	5台	6台

* 数値は年間量

(3) 障害児支援（児童福祉法）

1 児童発達支援センター

【評価】

児童発達支援センターは「あけぼの学園」、医療型児童発達支援センターは「藍野療育園」にそれぞれ設置されており、ともに、市内の障害児支援の拠点として活用されています。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援センター	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

2 障害児支援サービス・障害児相談支援

【評価】

障害児支援サービスでは、児童発達支援や医療型児童発達支援は、概ね計画どおりの推移となっています。

放課後等デイサービスは、計画を大きく上回る実績となっており、障害児の放課後の居場所として、重要な役割を果たしています。

保育所等訪問支援や障害児相談支援については、計画を下回る実績となっています。事業内容の周知に努めて、事業の浸透や利用促進を図っていく必要があります。

【計画の実施状況】

サービスの内容等		平成26年度（2014年度）			平成27年度（2015年度）			平成28年度（2016年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人	592	766	129.4%	427	496	116.2%	448	459	102.5%
	人日	3,344	5,773	172.6%	2,320	2,252	97.1%	2,436	2,267	93.1%
医療型児童発達支援	人	—	—	—	54	81	150.0%	57	66	115.8%
	人日	—	—	—	420	417	99.3%	441	523	118.6%
放課後等 デイサービス	人	—	—	—	344	435	126.5%	430	818	190.2%
	人日	—	—	—	3,144	3,656	116.3%	3,930	4,149	105.6%
保育所等訪問支援	回	—	—	—	16	5	31.3%	16	6	37.5%
障害児相談支援	人	50	28	56.0%	312	28	9.0%	183	43	23.5%

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

* 平成26年度については、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援全体での見込量、実績値を児童発達支援として記載

第2節 障害者施策に関する第4次長期計画

1 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨

障害者施策に関する長期計画では、「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害者施策を推進してきました。

長期計画は、国の制度改革や障害者を取り巻く社会情勢の変化とともに、これまでの取組状況を踏まえ、障害者施策を推進するための基本方向や取組内容を定めることにより、今後の障害者施策の推進のための指針（基本計画）となるものです。

障害福祉計画は、長期計画を上位計画とし、障害者施策を推進するに当たり具体的な実施計画と位置付けられます。国及び大阪府の基本指針に基づき、第1期から第4期計画までの成果や課題を踏まえ、成果目標や各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス見込量を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものです。

また、障害児通所支援等の円滑な実施を確保していくことが必要であるため、児童福祉法の改正に伴い、障害福祉計画と同様に市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。合わせて国の基本指針では、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるように地域社会への参加・包摂（インクルージョン）※を推進するため、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ子育て支援施策との密接な連携を図ることが求められています。

長期計画・障害福祉計画との整合を図り、引き続き障害福祉施策を進めていくため、障害児福祉計画（第1期）は、障害福祉計画と一体的に策定し、子ども・子育て事業計画を包含した次世代育成支援行動計画（第3期）とも連携し障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の整備を図るものです。

これら3つの計画の推進を通じ、障害者施策の推進に取り組みます。

※ノーマライゼーション：

障害のある人と障害のない人が互いに区別されることなく、社会生活を共にするのが普通であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに基づく施策。

※包摂（インクルージョン）：

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

2 障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくり

本市では、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成30年（2018年）3月（同年4月施行）に制定しました。

本条例は、障害者にかかる関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりを推進し、地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的としています。

障害者施策に関する長期計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、本条例の趣旨や方向性等を踏まえて策定するとともに、本条例に基づいた施策等の実施により、総合保健福祉計画の理念を実現するため、本市、市民及び市民活動団体、事業者が互いに協力して取組を推進します。

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例】

【条例の目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする。

【条例の内容】

○第1章 総則

- ・基本理念
- ・市の責務
- ・市民及び市民活動団体並びに事業者の責務
- ・啓発活動

○第2章 障害を理由とする差別の解消

- ・差別の禁止
- ・相談及び対応
- ・あっせん、勧告及び公表
- ・茨木市障害者差別解消支援協議会

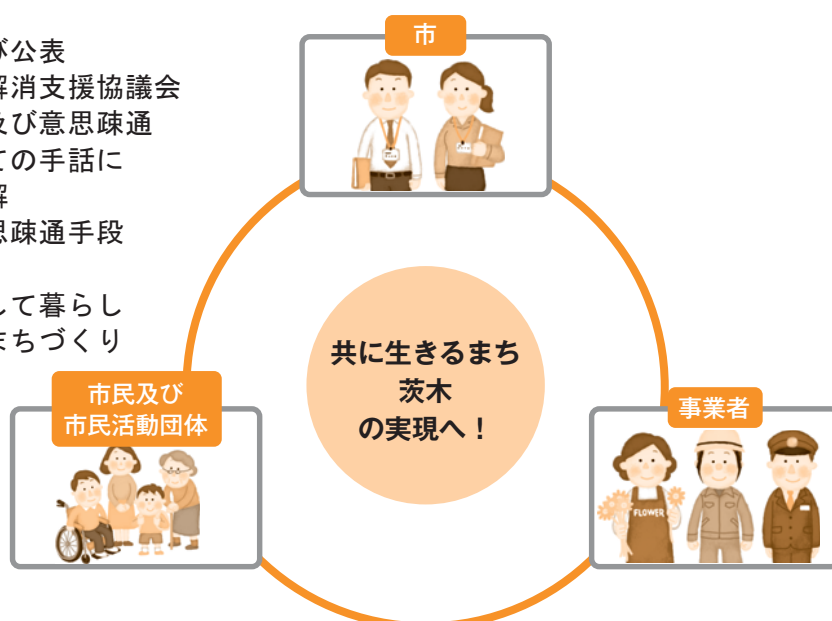
○第3章 情報の取得及び意思疎通

第1節 言語としての手話に対する理解

第2節 多様な意思疎通手段の確保

○第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

○第5章 雑則



3 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（１） すべての人が支え合う共生社会への取組

【主な取組】

①つながり、支え合い、共に生きるための市民一人ひとりの取組

障害の有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく包摂され、一人ひとりの違いを認め合い、共に支え合う共生社会の実現のためには、障害者の社会参加を促進し、障害のある人となない人が交流することにより、お互いを理解する必要があります。本市においては、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定に伴い、市民一人ひとりが安心して暮らしつづけられるまちづくりについて理解し、合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。

②障害者を支えるボランティアなど担い手の充実

地域で共に支え合い、安心して暮らしつづけるためには、地域における担い手づくりに取り組む必要があります。手話、点訳、音訳等の担い手の充実に向けての講習会や講座等を実施し、共に支え合える地域づくりに努めます。また、各種交流会の活動を支援できるボランティアの確保と育成のため、研修会等の企画に取り組みます。

施策（２） 交流を通じての相互理解の促進

【主な取組】

①障害のある人となない人の交流事業の充実

地域において障害に対する理解を深めるためには、障害のある人となない人が交流し、コミュニケーションを図る必要があります。障害の有無にかかわらず、地域においてお互いに交流を深められる事業の充実を図り、参加者の拡大に努めます。

また、障害のある人となない人の交流を促進する当事者交流会を実施するとともに、地域住民が気軽に参加できるように講演等の内容を見直すなど障害者と交流できるイベント等の充実に努めます。

②障害者の社会参加を促進する地域での居場所づくり

障害者が気軽に社会参加し、交流のできる場の充実を図るため、空家や既存施設の利活用に努め、地域住民が集い、活動・交流できる居場所づくりを支援します。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）地域での包括的な相談支援体制の構築

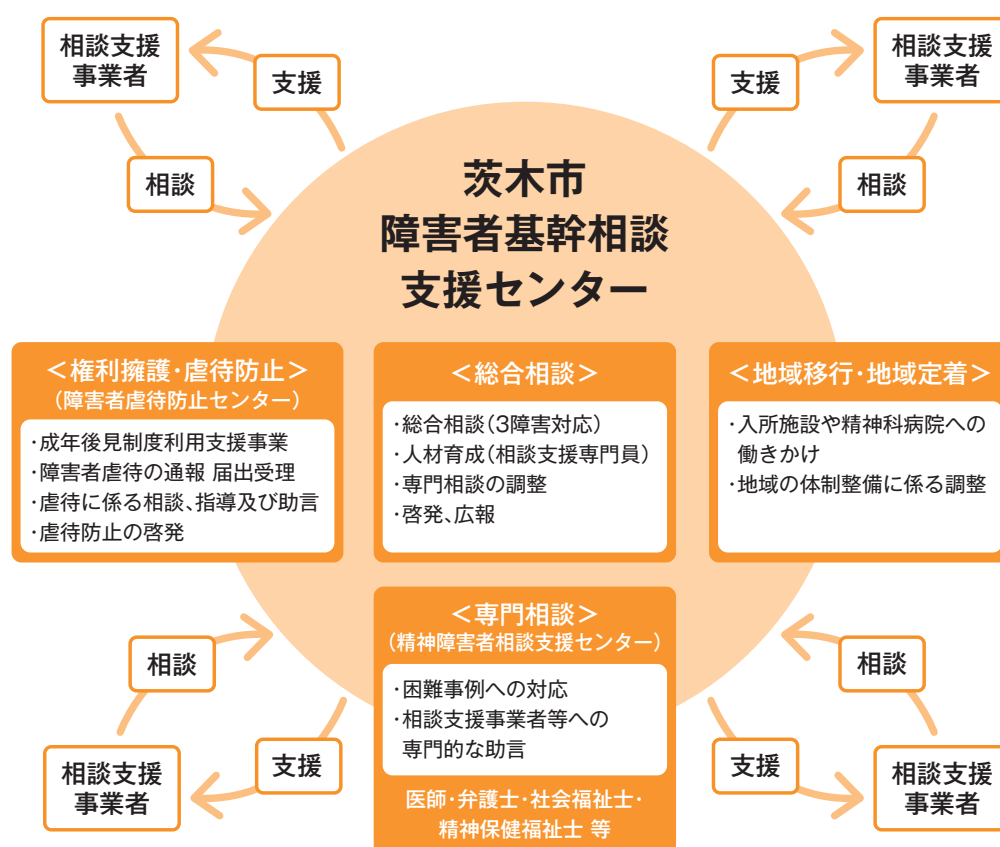
【主な取組】

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進

基幹相談支援センターは、障害者の相談支援における本市の中核的な総合相談支援機関として、地域の障害者相談支援事業所に対し、総合的な調整や専門的支援を行うとともに、障害者やその家族からの相談のほか、困難ケース、障害者虐待の防止・対応、権利擁護などに対応します。

また、基幹相談支援センター内に精神障害者相談支援センターを設置し、精神障害者に対し、専門的な相談支援を実施します。

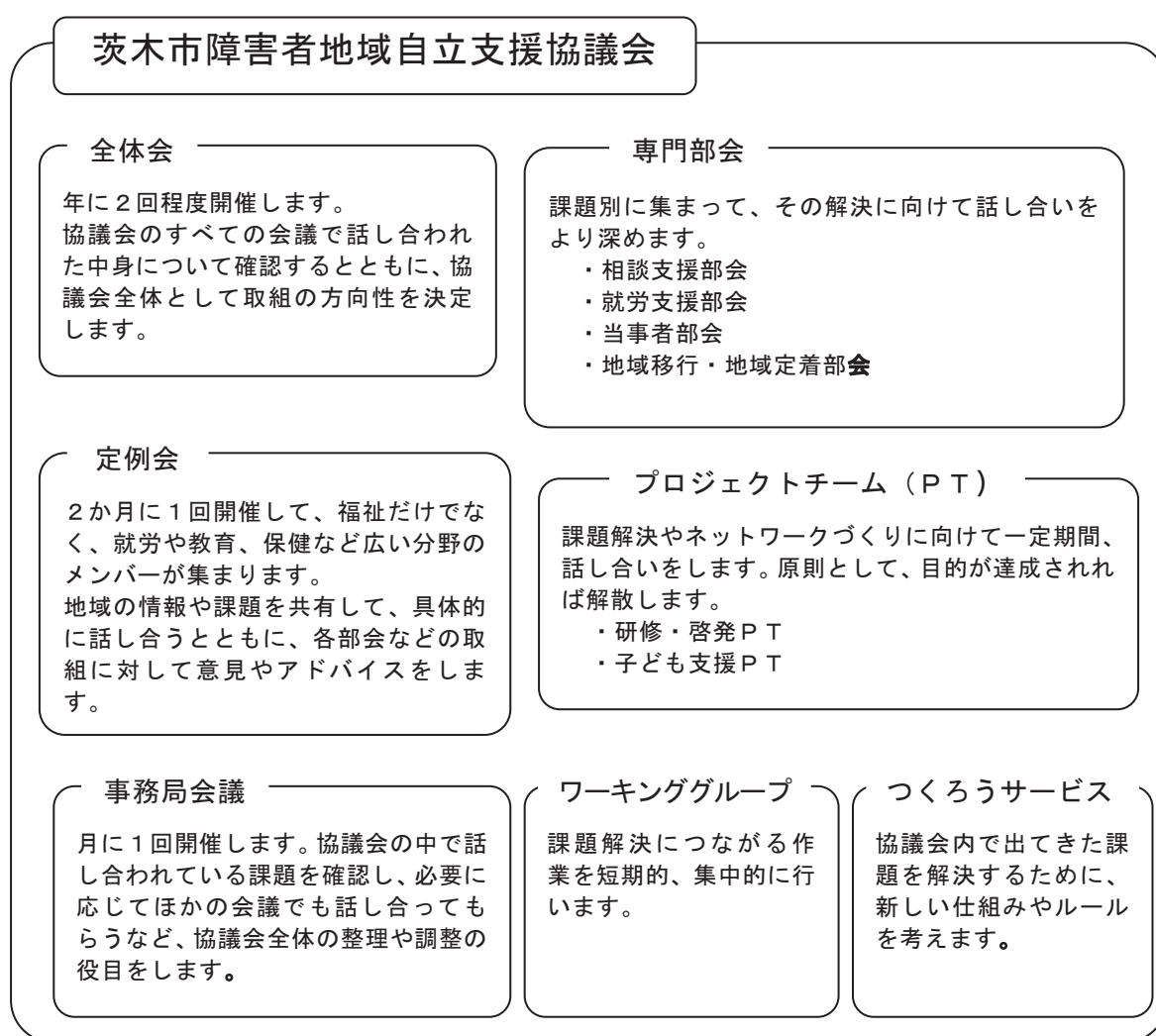
■ 茨木市障害者基幹相談支援センターの概要



②茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

地域の問題や情報を共有し、地域全体で障害者を支援する仕組みをつくる場として障害者地域自立支援協議会を設置しています。保健・福祉・医療、教育・労働関係者、学識経験者、障害者相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業者、障害当事者等の各メンバーが、関係機関との連携による支援体制づくりについて主体的に取り組めます。また、ケアマネジメント体制や地域移行、就労など課題別に専門部会を立ち上げ調査・研究し、障害者を支える地域づくりのため、より一層の連携強化を図りながら取り組めます。

■茨木市障害者地域自立支援協議会の概要



③相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化

障害者相談支援事業所は、身近な地域における相談支援の中心となるとともに、気軽に相談できる窓口として、基幹相談支援センターとの適切な役割分担のもと、連携を図りながら障害者等からの相談に対し、迅速に対応します。

また、障害者が地域で自立した生活を送るためには、より細やかな対応が必要となることから相談支援体制の強化を図ります。

障害者自身が障害者等からの相談を受け問題解決につながる助言を行うピアカウンセリングについては、ピアカウンセラー養成講座の開催頻度の増加などにより充実を図ります。

障害の複雑・多様化により、障害者等からの相談に対して、より専門的に幅広く対応する必要があります。相談支援従事者に対し、基幹相談支援センターからの専門的な支援により、相談支援従事者全体のスキルアップを図ります。

④ケアマネジメント体制の充実

障害者やその家族の様々なニーズに対して迅速に対応するため、各エリア・圏域における障害者相談支援事業所をはじめ、保健、医療、福祉、教育等、多様な分野の関係機関が連携・協働し、障害者本人を主体とした包括的・継続的ケアが行えるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

施策（２）地域での自立した生活への支援の充実

【主な取組】

①自立支援給付事業、地域生活支援事業の充実

障害者が地域で自立した生活を送るため、障害者自らがサービスを選択し、利用できるように自立支援給付事業や地域生活支援事業の提供体制の充実を図ります。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

施設や精神科病院に長期間入所等している障害者が地域での生活を希望する場合、円滑に地域生活に移行できるように、障害者相談支援事業所や障害者地域自立支援協議会等の関係機関との連携により、退所・退院に向けたアセスメントを行い、計画相談支援に基づき、障害者が安心して生活しつづけられるように地域移行、地域定着を進めていきます。

③住まいの場の充実

障害者が地域において自立した生活を送るため、施設整備補助の実施によりグループホームの整備を促進するとともに、関係各課と連携を図りながら、地域における住まいの場の充実に取り組みます。

④地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度・高齢化や親亡き後などの問題に対応するため、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として地域生活支援拠点等の整備を図ります。また、地域生活支援拠点施設等の機能である「体験の機会・場」や「24時間365日の相談体制」「専門的人材の確保・養成」等については、事業所と調整を図りながら整備を進めていきます。

⑤適切なサービス提供と地域に根差した事業所運営の促進

サービスを提供する事業所が障害者のニーズに応じた質の高いサービス提供を適切に実施できるように研修などを通じて指導、助言等、必要な体制整備についての支援に努めます。また、障害者が地域において様々な選択肢の中から、その人がその人らしく安心して暮らしつづけられるように地域に根差したサービス提供体制の充実に図ります。

⑥茨木市障害福祉サービス事業所連絡会との連携強化

障害福祉サービスの質の向上とケアに対する知識や技術の普及を図り、障害者やその家族が安心して生活できる地域社会づくりを目指し、主体的に活動している茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と連携し、事業を進めていきます。

⑦障害福祉サービス等情報公表

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」の充実に図り、積極的な事業者情報の開示を行い、障害者が自分に合ったサービス提供事業所を適切に選択できるように取り組みます。

⑧計画相談支援の実施

障害者の自立した生活を支え、ケアマネジメントにより総合的な支援を行うためには、希望するすべての障害者に計画相談支援を実施し、維持する必要があります。引き続き、円滑に計画相談支援が実施できる体制づくりに取り組むとともに、指定特定相談支援事業所における相談支援専門員の人材を確保し、質の高い計画相談支援に努めます。

⑨サービス提供事業者に対する支援・障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス事業者が、適切な事業所運営により、自ら提供するサービスの質の向上及び適正なサービス提供を図り、障害者が自分に合ったサービスを適切に選択できるように、事業者に対し、自己評価の実施を働きかけるとともに、第三者評価の受審促進に努めます。

地域生活支援事業に対しては、事業所訪問を行い、自己点検の状況を確認するとともに、相談や助言を行い、事業所に自己評価の実施を働きかけます。

⑩サービスを担う人材の確保・育成

障害福祉サービスを支える人材不足が大きな課題となっていることから、地域での在宅生活の定着を図るため、関係機関との連携により人材確保に向け取り組むとともに、障害福祉現場における人材不足の解消について国に働きかけていきます。

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

【主な取組】

①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実

精神障害者が地域生活に移行し、福祉サービスや医療サービス等の必要な支援が十分に受けられ、地域の一員として安心して自分らしく生活をしつづけることができるように、精神障害者の日中での居場所の確保や適切な医療の提供、住まいや医療、保健、福祉の連携の推進、地域での見守り体制の充実などにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

②精神障害に関する理解促進

精神障害者が安心して地域で生活を送ることができるように精神障害について市民の正しい理解を促進し、精神障害に対する無理解や偏見による社会的障壁を除去するため、障害者地域自立支援協議会研修会などの機会を活用し、啓発に取り組みます。

施策（４）制度の谷間のない支援

【主な取組】

①難病患者に対する障害福祉サービス等の円滑な利用による支援

難病患者の相談や認定者数は年々増加傾向にあり、引き続き、関係機関等と連携し、制度の周知に努め、障害福祉サービス等の円滑な利用を推進します。

②高次脳機能障害・発達障害に対する支援

従来の３障害（身体・知的・精神）の枠組みでは、適切な支援が難しい高次脳機能障害や発達障害に対する支援については、関係機関との連携を強化して、取組の推進を図ります。

施策（５）医療サービス提供体制等の充実

【主な取組】

①医療への支援

治療により、障害の軽減や機能回復等を図る自立支援医療（更生医療・育成医療）について、引き続き、制度の周知を図り、利用促進に努めます。

また、障害の軽減や回復、治療などに要した費用の一部を公費負担することで、障害者が必要な医療サービス等を適切に受けられるように福祉医療費助成制度を実施します。

②地域での機能訓練等リハビリテーション体制の充実

障害者が地域生活へ移行し、自立した生活を継続するため、障害の程度やニーズに応じた、適切で質の高い、機能訓練等リハビリテーションを身近な地域で継続的・総合的に受けることができるように、事業所や関係機関との連携のもと、リハビリテーション体制の充実に努めます。

施策（６）医療的ケアの必要な方に対する支援

【主な取組】

①医療的ケアに対する支援体制の充実

重度障害者を介護する家族の負担を軽減し、継続した在宅生活を送ることや入院生活から地域生活に移行するに当たっては、医療的ケアを提供できる体制が必要であることから、医療機関との連携体制の充実に努めるとともに、医療的ケアが必要な障害者（児）を受け入れできる事業所の体制整備の支援に努めます。

また、福祉医療費助成制度（訪問看護含む）により、医療的ケアの必要な方の在宅療養を支えられるように制度の利用促進に努めます。

②医療的ケアに適切に対応できる人材の確保

喀痰吸引等の医療的ケアに従事することができる人材の確保についての支援をするため、障害福祉サービス事業所に対し、関係機関が実施する研修会等についての情報提供に努めます。

施策（７）保育・教育における支援の充実

【主な取組】

①早期療育の充実

発達の遅れや障害の可能性のある乳幼児には、保健師等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から一人ひとりのニーズに応じた支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児については、専門的かつ適切な支援に早期につながるように地域の相談体制の充実を図ります。また、子ども・子育て支援新制度や民間児童発達支援事業所等の量的拡充が図られてきたことや、療育に先行して地域の保育所・幼稚園などを選択する保護者が増加しているなど、障害児を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、公立の児童発達支援事業所については、気づきを支援につなぐ初期療育機関として位置付け、児童発達支援センターや民間児童発達支援事業所等とも連携しながら、多様な療育ニーズに対応できる早期療育体制の充実を図ります。乳幼児期以降についても、障害児のライフステージに応じた相談体制や切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供できるように取組を進めます。

②障害児保育の充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもと障害のない子どもが時間と空間を共有し、相互に影響を受けながら成長することを目指す統合保育・共生保育を引き続き推進します。また、看護師の配置や心理判定員による巡回支援の充実に努めます。

さらに、個々の状態に応じた個別支援計画の普及・啓発に努めるとともに、小学校や関係機関と連携して障害児に対する支援を行います。

また、障害児の健やかな発達を支援できるように、保育士や幼稚園教諭等の専門性の向上を図るための研修を充実するとともに、安全に安心して保育を受けられるように、保育所等の施設及び設備の充実に引き続き取り組みます。

学童保育についても、障害の有無に関わらず、児童が必要に応じて学童保育を受けることができるように、引き続き体制の整備に取り組むとともに学童保育指導員の専門性の向上を図るため研修の充実に努めます。

③障害児教育の充実

障害のある児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させるとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加を目指した適切な指導・支援を行います。

障害児の健やかな発達を支援できるように、支援教育コーディネーター※を中心とする校内体制づくりに努めるとともに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、組織的な指導・支援に努めます。

④児童発達支援センターによる総合的な障害児支援

児童発達支援センターは、障害児支援の中核的支援機関として、地域の障害児等に対する相談支援や保育所等訪問支援を実施するとともに、施設の有する専門機能をいかして、障害児通所支援事業所等に対する援助・助言を合わせて行い、更なる連携に努めます。

※支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、保護者と学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

医療的ケアが必要な障害児に対しては、より身近な地域で必要な支援が提供できるように、子育てや保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害のある児童等が被虐待児とならないように、状況等に応じたきめ細かな支援を行うとともに、虐待を受けた障害児に対しては、茨木市要保護児童対策地域協議会と連携し適切な対応に努めます。

施策（８）学校教育・社会教育の充実

【主な取組】

①障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

小・中学校の支援学級における個別及び小集団での学習や通常の学級での交流教育を通じて、児童・生徒の個性を大切にし、可能性を広げ、必要な力の育成を図る取組を推進するため、実践的研究の充実とともに、指導内容・方法の充実を図ります。

府立支援学校との連携強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を小・中学校教育において総合的に活用していきます。

②小・中学校における教育相談体制・研修の充実

障害のある児童・生徒の悩みや保護者からの教育相談に対応するため、日ごろから信頼関係づくりと校内相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※と連携して多面的な取組を推進します。

また、教育センターにおいても、障害のある児童・生徒及び、その保護者からの相談に対応するとともに教職員に対し、障害の種別や特性に応じた専門的な知識や指導方法に関する研修の充実に努めます。

※スクールカウンセラー：

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職。

※スクールソーシャルワーカー：

学校を拠点に、不登校や家庭における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち活動する専門職。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を実施。

施策（９）障害教育の推進

【主な取組】

①学校等における障害理解教育・学習活動の充実

保育所、幼稚園、小・中学校の幼児・児童・生徒と障害児（者）とのふれあいや交流活動を充実し、障害についての正しい理解や認識を深める教育を進めます。

学校での障害理解教育の成果をいかすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会や場の充実に努めます。

②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

家庭や地域においても、自分たちのまちを大切に思う心を育み、地域での自立生活と地域共生社会のまちづくりの理念の定着を図るため、ボランティアや関係機関・団体の協力と連携のもと、福祉に関する学習機会の提供に努めます。

基本目標3 “憩える・活躍できる” 場をつくる**施策（１）働きつづけられる環境の充実****【主な取組】****①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進**

障害者が地域で自立して生活を送るためには、就労支援体制の充実により、障害者の経済的基盤の確立が必要です。障害者を雇用する事業主に対し、法定雇用率等について、公共職業安定所等と連携を図りながら、市広報誌やホームページなど、様々な手段を通じて周知するとともに、障害に対する理解や合理的配慮の視点に立った障害者が働きやすい職場環境づくりについて啓発等を行い、企業の障害者雇用への積極的な取組を促進します。

②各種助成制度などに関する周知

事業者が障害者雇用に積極的に取り組めるように各種助成制度や相談窓口、その他障害者雇用につながる支援制度について、市広報誌やホームページを活用して周知及び情報提供に取り組みます。

③雇用分野における差別の解消

雇用分野における障害を理由とする差別を解消するとともに、関係各課と連携を図りながら、企業に対し、障害特性を十分に理解し、合理的配慮の提供について主体的に取り組めるように、改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針等の周知に努めます。

④就労拡大に向けた支援体制の充実

公共職業安定所をはじめ、茨木・摂津障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図り、市内在住の障害者の就労促進に向けて、障害者の自立を支援する茨木市立障害者就労支援センターかしの木園の事業を充実します。

市施設の総合建物管理業務の総合評価制度による一般競争入札の実施等、障害者雇用など福祉への配慮について評価する仕組みにより、障害者雇用の拡大に努めます。

⑤様々な就労体験を通じた障害者就労の促進

茨木市就職サポートセンター※、大阪障害者職業能力開発校※、大阪障害者職業センター※等関係機関及び関係各課が連携し、就労に必要な技能取得の支援に取り組みます。

茨木市立障害者就労支援センターかしの木園において、生活基盤の安定化のため自立訓練事業を実施し、切れ目のない就労支援に取り組みます。

障害者地域自立支援協議会において、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支援し、就労意欲の向上及び一般就労へとつながる取組を行います。

障害者の就労を促進するため、労働、教育、福祉分野の関係各課が連携を図りながら、障害者の就労を支援する仕組みづくりに努めます。

働いた経験のない人や職業生活にブランクのある人などを対象に、仕事をする目的などの理解や就労意欲の向上を図るため、関係機関及び関係各課が連携し、就労体験事業に取り組みます。

⑥スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

市役所庁舎内にスマイルオフィスを設置し、関係各課との連携により、生活困窮者等への就労支援とともに、障害者が簡易な事務処理や障害関係事業所の自主製品の販売を通じて、就労意欲を高めながら一般就労を目指す取組を実践します。

⑦障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等に対する庁内からの優先的な物品、役務の発注を積極的に推進するとともに、障害者優先調達推進法の趣旨や共同受注システムについて、企業訪問や市のホームページ等により周知を図り、受注件数の増加に努めます。

※茨木市就職サポートセンター：

働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できない方々に対して、就職に向けた相談や能力開発などの支援を実施する機関。

※大阪障害者職業能力開発校：

障害者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として国が設置し、大阪府が運営する施設。

※障害者職業センター：

障害者に対して、職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行う施設。事業主には、障害者の雇用管理等についての支援をハローワーク等と協力して実施。

⑧共同受注システムの充実

茨木市立障害者就労支援センターかしの木園を中心とした共同受注システムの運用により物品等の受注拡大に努め、障害者の活動の幅を広げるとともに、工賃の向上を図ります。

⑨働きつづけるための就労相談の充実

障害者が同じ職場で、長く働きつづけられるように就労相談等の日常的な相談支援体制の充実に取り組みます。

施策（２）余暇活動を通じた社会参加の促進

【主な取組】

①余暇活動を通じた社会参加の促進

障害者手作り作品展示会や大阪府障がい者スポーツ大会など、文化芸術活動、スポーツなどの余暇活動を通じて、障害者の社会参加を促進し、障害のある人もない人も様々な活動によって生活の質を高め、生きがいを持って暮らしつづけられるように活動する機会の充実等に取り組みます。

②様々な余暇活動に参加しやすい環境づくり

地域共生社会の実現に向けて、交流機会の充実と障害者が安心して余暇活動に参加できる環境づくりに、市民及び市民活動団体等と連携して取り組みます。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

【主な取組】

①障害に対する理解を深める啓発事業の充実

障害の有無にかかわらず、お互いに一人ひとりの人権と尊厳が大切にされ、障害者に対する差別や偏見のない、共に生きる社会を実現するため、「ノーマライゼーション」や「インクルージョン」などの理念のもと、障害者週間における行事など、様々な機会を通じて、市民が障害に対する理解と認識を深められる取組を推進します。

②障害を理由とする差別の禁止

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の内容について周知するとともに、「合理的配慮の提供」については、その考え方や内容について、市民一人ひとりが主体的な取組が行えるように啓発に努めます。

また、障害は個人の心身の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁の除去は社会の責務であるとする「社会モデル※」についての啓発に努め、市民、事業者等が「社会モデル」について理解し、自らの意識に反映させ、主体的な行動ができるように取り組みます。

③茨木市障害者差別解消支援協議会の設置

障害を理由とする差別に当たり得る事例等を収集・蓄積し、関係機関と差別についての情報を共有し、差別が起らないまちづくりに取り組むとともに、障害者差別事案に対しては、障害者が安心して地域で生活を送れるように相談体制の整備を図るため、「茨木市障害者差別解消支援協議会」を設置します。

④市民及び市民活動団体、事業者と連携した啓発の推進

障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するためには、行政機関だけが取り組むのではなく、市民をはじめ、市民活動団体、事業者が主体的に取り組むことが不可欠です。市内で学び、働き、暮らす人々が障害に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識が深められるように市民及び市民活動団体、事業者と本市が互いに連携し、啓発を推進します。

※社会モデル：

障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるとする考え方。「医学モデル」は個人の機能障害に原因があるとする考え方。

施策（２） 虐待防止対策の推進

【主な取組】

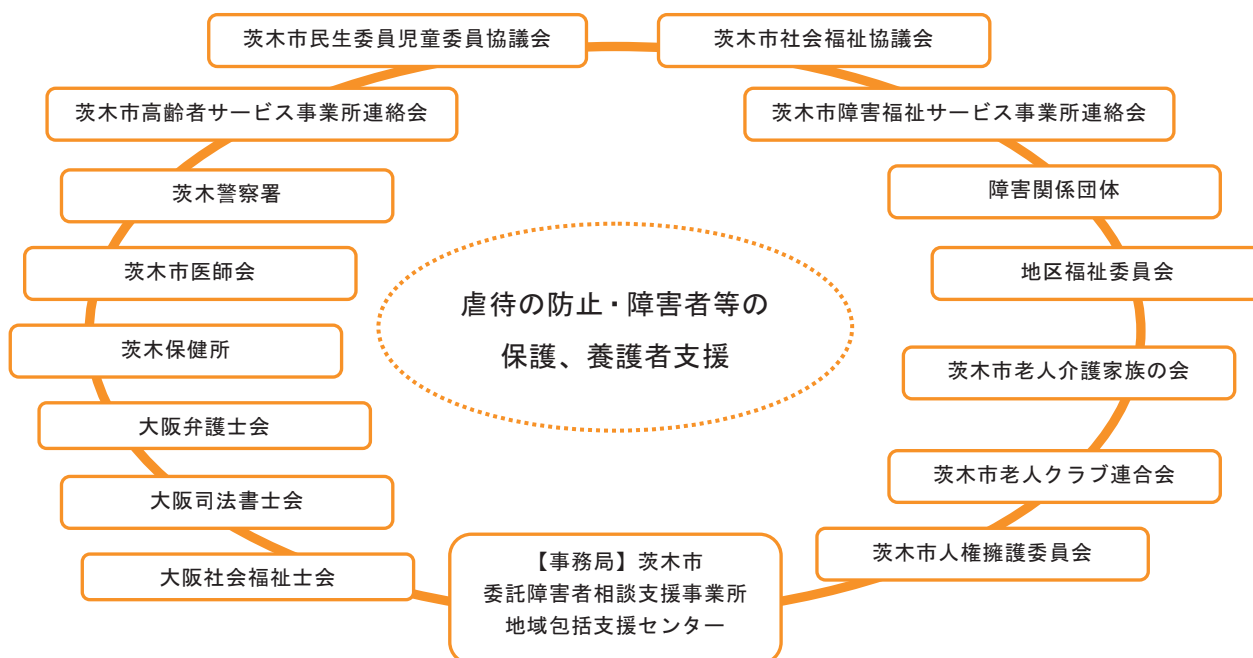
①虐待防止及び啓発への取組

身体的、心理的、経済的など様々な虐待により障害者の権利が侵害されることのないように取り組みます。障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の運営により、関係機関との連携強化を図ります。また、虐待防止キャンペーンによる啓発活動や、関係機関に対する研修会を実施し、障害者等への虐待防止に対する意識の向上を図るとともに、見守り体制の充実と、虐待の早期発見に向けた取組を推進します。

②虐待対応の強化

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターによる虐待への対応、虐待の防止に、引き続き取り組みます。24時間・365日同一の電話番号で虐待通報を受理できる専用ダイヤルを設置し、虐待通報受理体制を市民に広く周知するとともに、虐待の早期発見に努め、発見された案件に対しては、関係機関との連携により、専門的に速やかに対応できる体制の充実を図り、引き続き、虐待防止の取組を推進します。

【障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会】



（平成30年3月31日現在）

施策（３） 権利擁護の推進

【主な取組】

①権利擁護の推進

自己の判断だけでは意思決定に支障のある障害者の権利が守られ、地域での生活を円滑に安心して送れるように「身上監護」「財産管理」を支援する成年後見制度の利用の必要性が高まる中、障害者の地域生活における権利が保障されるように市長申立も含めた成年後見制度の利用促進を図り、障害者の権利擁護の推進に取り組めます。

②成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）

判断能力が低下した障害者本人や本人の家族等が成年後見審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。

また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な障害者に報酬を助成します。

③市民後見人の活用

＊「地域福祉計画」78ページ参照

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保

【主な取組】

①特性に応じた情報提供の充実

障害者が、障害特性に応じた方法で、必要な情報を確実に得られるように市が発信する情報について多様な情報提供体制の充実に努めます。

視覚障害者が行政情報を広く知るために、点字化などの取組の促進や利用しやすい「声の広報」「点字広報」等の充実に努めます。

また、聴覚障害者が必要な手段により情報を取得できるように、市が主催する会議や研修会等において、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者^{*}の配置等を行います。

②多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

障害者差別解消法の施行等、障害当事者の社会参加の意識が高まる中、障害者一人ひとりに応じた適切な方法で情報が取得できるように、手話奉仕員や要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティアの確保と養成に取り組めます。

施策（２）移動手段の確保

【主な取組】

①移動支援サービスの充実

社会生活を送る上で不可欠な外出や余暇活動等に参加するための外出を支援し、障害者の社会参加を促進するため、利用者のニーズを踏まえて、移動支援事業を実施するとともに、サービス内容の充実を図ります。

また、福祉有償運送制度に基づく移送サービスについては、NPOなどの市民活動団体の参入を促進し、重度障害などで移動に制約のある障害者に対する移動支援の充実を図ります。

^{*}要約筆記者：

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者等に要約筆記を行う人。要約筆記は聴覚障害者のために意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんでそれを筆記して聴覚障害者等に伝達するもの。

施策（３）安全・安心に暮らせる住まいづくり

【主な取組】

①住まいのバリアフリー化等の推進

障害者の暮らしやすい住まいづくりのため、重度障害者等住宅改造助成事業や日常生活用具給付等事業における住宅改修を実施するなど、関係各課と連携を図りながら、住まいのバリアフリー化等に努めます。

施策（４）防災の推進

【主な取組】

①特性に応じた災害時の情報提供体制の充実

災害時において、障害者が障害特性に応じた意思疎通手段により、必要とする情報が取得できるように情報提供体制の充実に努めます。

また、聴覚障害者等、音声による意思疎通が困難な障害者に対し、緊急通報装置、ファックス、Eメール等による消防、警察への緊急連絡体制の充実に努めるとともに、災害時の情報伝達に配慮した取組を推進します。

②福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

福祉避難所は、一般の指定避難所において配慮が必要な障害者等を対象に開設される二次的避難所です。災害発生時、障害者など要配慮者が安心して過ごせる環境の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業所連絡会と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定（災害協定）」に基づき、「要配慮者避難施設」の円滑な設置運営ができる体制を整えることで、大規模災害時における要配慮者の安全・安心を確保する取組を進めます。

③避難所における福祉ニーズへの対応

地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携のもと、避難所等においても障害者の福祉ニーズに対応できるように体制の整備に努めます。

基本目標6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）障害者制度の適正実施

【主な取組】

①障害福祉サービス制度の推進

障害福祉サービスの提供に当たっては、十分な聞き取りによる適正な障害支援区分の認定に努めるとともに、指定権限が移譲されたサービスについては、実地指導等の実施により、障害福祉サービス事業所に対する指導・助言に取り組めます。

今後もサービス需要の伸びが見込まれる中、真に支援を必要とする障害者に対し、必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス提供の効率化及び自立支援給付等の適正化により制度の持続可能性の確保に努めます。

②福祉医療費助成制度の推進

福祉医療費助成制度については、重度障害者の経済的負担を軽減し、必要な人が必要な医療を受けられるように取り組むとともに、受益と負担の適正化により、制度の持続可能性の確保に努めます。

③各種手当制度の推進

障害年金や特別障害者手当など、様々な手当制度については、障害者が安定した生活が送れるように適正な受給資格の認定に取り組むとともに、安定した制度運営に努めます。

第3節 障害福祉計画（第5期）

1 第5期計画の目標設定と実現に向けた取組

入所施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着や福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組を進めるため、前計画（第1期～第4期）の目標値設定の考え方を継承するとともに、本市の実情を勘案し、平成32年度（2020年度）末を目標年度とする数値目標を新たに設定しました。

2 成果目標

〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値設定の考え方】

■福祉施設の入所者の地域移行者数

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度（2020年度）末までに地域生活へ移行することに加え、障害福祉計画（第4期）目標値に対する未達成割合を勘案し、設定します。

■施設入所者の削減数

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者から2%以上削減することを目標として設定します。

■福祉施設の入所者の地域移行者数の目標値

平成28年度（2016年度）末 施設入所者数	平成32年度（2020年度）末 地域移行者数	
128人	13人	移行率9%以上

* 移行率：平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成28年度（2016年度）末施設入所者数の9%以上

■施設入所者数の削減数の目標値

平成28年度（2016年度）末 施設入所者数	平成32年度（2020年度）末 施設入所者数の削減数	
128人	削減数3人 削減率2%以上	施設入所者数 125人

* 削減率：平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成28年度（2016年度）末施設入所者数の2%以上

〔2〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値設定の考え方】

本市においては、国・大阪府の基準に沿った目標設定とし、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を平成32年度（2020年度）末までに設置することを目標として設定します。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

平成32年度（2020年度）末 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
平成32年度（2020年度）末までに、保健、医療、福祉関係者による 協議の場の設置

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までに協議の場を設置

〔3〕障害者の地域生活の支援

【目標値設定の考え方】

本市においては、国・大阪府の基準に沿った目標設定とし、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等を平成32年度（2020年度）末までに少なくとも1つを整備することを目標として設定します。

■地域生活支援拠点等の整備の目標値

平成32年度（2020年度）末 地域生活支援拠点等の整備
平成32年度（2020年度）末までに少なくとも1つ整備

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までに少なくとも1つ整備

〔4〕福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

【目標値設定の考え方】

国においては、平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上、大阪府においては1.3倍以上が一般就労へ移行するとしており、本市においては、大阪府の基準に沿った目標設定とします。

■福祉施設から一般就労への移行目標値

平成28年度（2016年度）末 一般就労への移行者数	平成32年度（2020年度）末 一般就労への移行者数	
34人	48人	平成28年度 （2016年度）対比 1.3倍以上

* 平成32年度（2020年度）末の国目標 平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上
 平成32年度（2020年度）末の大阪府目標 平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.3倍以上
 （府全体1,700人以上）

②就労移行支援事業の利用者数

【目標値設定の考え方】

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成32年度（2020年度）末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度（2016年度）末における利用者数の2割以上増加することに加え、障害福祉計画（第4期）目標値に対する未達成割合を勘案し、設定します。

■就労移行支援事業の利用者目標値

平成28年度（2016年度）末 就労移行支援事業利用者数	平成32年度（2020年度）末 就労移行支援事業利用者数	
57人	69人	平成28年度 （2016年度）対比 2割以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成28年度（2016年度）末の利用者数の2割以上

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標値設定の考え方】

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成32年度（2020年度）末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定します。

■就労移行支援事業所ごとの就労移行率目標値

平成32年度（2020年度）末 就労移行支援事業所ごとの就労移行率
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を 全体の5割以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

④就労定着支援事業による1年後の職場定着率

【目標値設定の考え方】

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標として設定します。

■就労定着支援事業による1年後の職場定着率の目標値

平成32年度（2020年度）末 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
80%以上

* 平成32年度（2020年度）末の国・大阪府の目標 平成32年度（2020年度）末までの1年後の職場定着率が80%以上

⑤就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃

【目標値設定の考え方】

大阪府の平成32年度（2020年度）における平均月額工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額を踏まえ設定されています。本市においては、大阪府基準に沿って、本市のこれまでの平均月額工賃の伸び率を勘案し、目標を設定します。

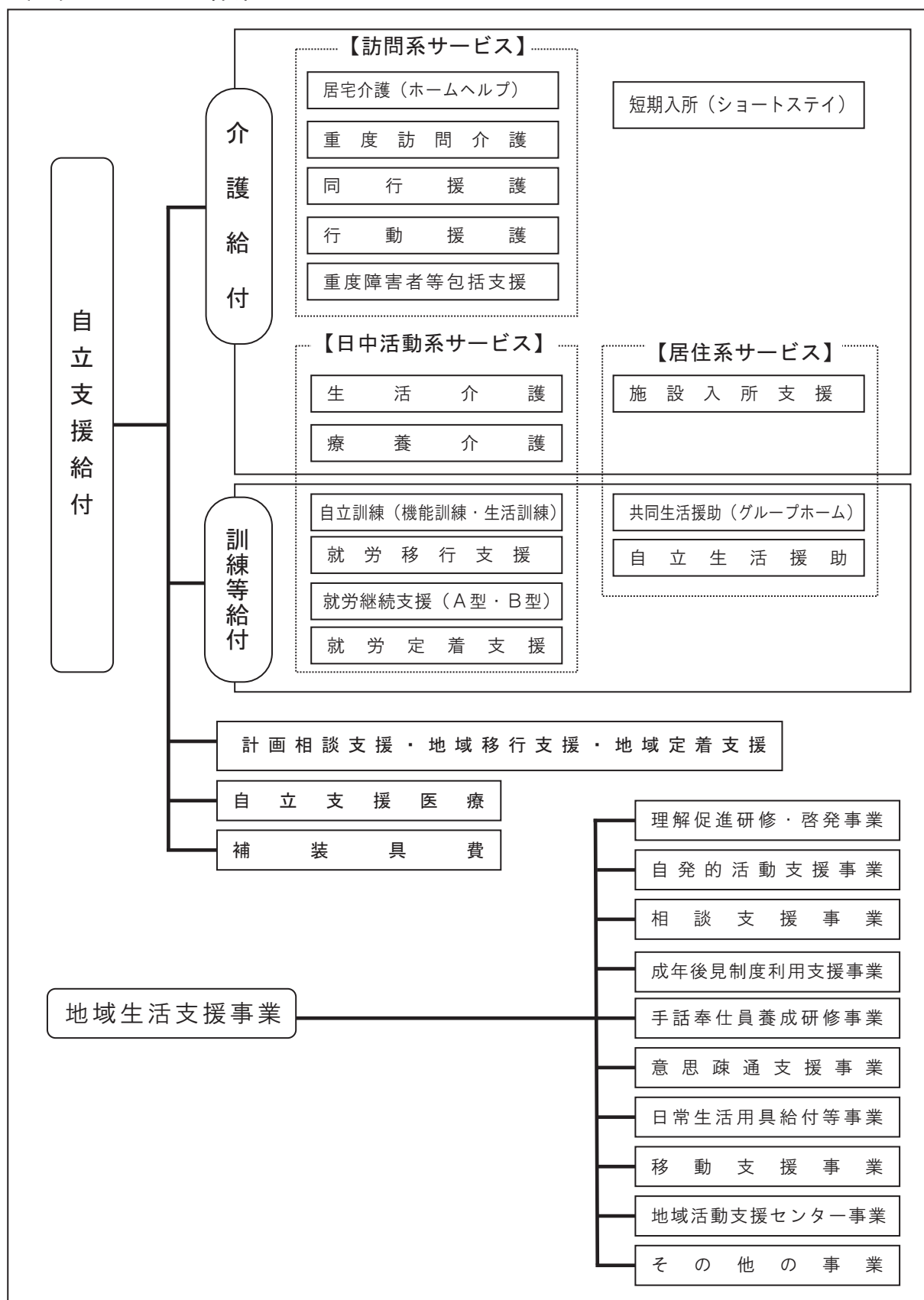
■就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃の目標値

平成32年度（2020年度） 平均月額工賃
14,490円

* 平成32年度（2020年度）の大阪府の目標 個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえた額

3 活動指標

〔1〕サービスの体系



〔2〕自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

平成28年度（2016年度）の利用実績をもとに、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までの3か年の障害者手帳の伸び率の平均を勘案し見込みました。

訪問系サービスにおける重度訪問介護及び行動援護については、平成28年度（2016年度）の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。

重度障害者等包括支援については、実績がないことから、第4期計画と同数を見込みました。

短期入所については、新たな事業実施を促進することに伴う今後の増加を考慮して見込みました。

日中活動系サービスにおける自立訓練（生活訓練）については、本市の就労支援強化に伴う今後の増加を考慮して見込みました。就労移行支援及び就労定着支援については、平成32年度（2020年度）末における第5期計画の目標値を勘案して見込みました。就労継続支援（A型）については、新規参入等や本市の就労支援強化に伴う今後の増加を考慮して見込みました。

居住系サービスにおける共同生活援助及び施設入所支援については、平成32年度（2020年度）末における第5期計画の目標値を勘案して見込みました。自立生活援助については、地域移行支援、地域定着支援の見込み量を勘案して見込みました。

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用し、希望するすべての障害者が対象となることから平成28年度（2016年度）末の実績をもとに見込みました。

地域移行支援については、平成32年度（2020年度）末における第5期計画の目標値を勘案して見込みました。

地域定着支援については、地域生活へ移行した障害者数及び単身等で地域生活が困難な障害者数を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- 障害福祉サービス提供体制が充実するように多様な事業者の参入促進を図ります。
- 市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実を図り、より利用しやすいサービスの提供に努めます。
- 短期入所については、新規施設の整備だけでなく、既存施設を活用した整備についても検討します。
- 事業者に対し、医療的ケアに関する研修等の情報の提供に努めます。

- 就労支援については、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園の機能の充実に努め、就労意欲の向上及び一般就労に向け、サービスの利用促進を図ります。
- グループホームについては、利用者が地域との関わりを持って、安心して生活を送るため、市内における社会資源の整備促進を図ります。
- 計画相談支援については、希望するすべての障害者に対し、サービス提供ができるように人材の確保と育成を図ります。
- 地域移行、地域定着支援については、障害者地域自立支援協議会との連携を強化し、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めます。

①訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障害者に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

障害種別／サービス等種別			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	居宅介護	人	116	118	120
		時間	2,832	2,876	2,928
	重度訪問介護	人	19	19	19
		時間	6,518	6,518	6,518
	同行援護	人	60	60	60
		時間	1,552	1,552	1,552
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
知的障害者	居宅介護	人	75	76	77
		時間	1,672	1,698	1,728
	重度訪問介護	人	2	3	3
		時間	200	300	300
	行動援護	人	2	2	2
		時間	120	120	120
	重度障害者等包括支援	人	1	1	1
		時間	75	75	75
精神障害者	居宅介護	人	169	171	175
		時間	1,604	1,630	1,660
	重度訪問介護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	行動援護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
障害児	居宅介護	人	24	25	25
		時間	291	295	300
	同行援護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	行動援護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
合計	居宅介護	人	384	390	397
		時間	6,399	6,499	6,616
	重度訪問介護	人	21	22	22
		時間	6,718	6,818	6,818
	同行援護	人	60	60	60
		時間	1,552	1,552	1,552
	行動援護	人	2	2	2
		時間	120	120	120
	重度障害者等包括支援	人	1	1	1
		時間	75	75	75

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

②短期入所

事業名	事業内容
短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護などのサービスを行います。

障害種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	人	26	26	27
	人日	123	125	128
知的障害者	人	133	136	138
	人日	615	627	639
精神障害者	人	5	5	5
	人日	21	22	22
障害児	人	43	44	45
	人日	134	136	139
合計	人	207	211	215
	人日	893	910	928

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

③日中活動系サービス

事業名	事業内容
生活介護	常時介護が必要な障害者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。 事業所において、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な支援、生活等に関する相談などの支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援 （A型）	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害者が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 （B型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結び付かなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障害者に対して、安定した就労が続けられるように、事業者等との連絡調整や生活面等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。

障害種別／サービス等種別			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	生活介護	人	104	106	108
		人日	1,859	1,892	1,924
	自立訓練（機能訓練）	人	5	5	5
		人日	75	75	75
	就労移行支援	人	5	5	6
		人日	95	99	104
	就労継続支援（A型）	人	20	20	21
		人日	374	381	389
知的障害者	生活介護	人	41	42	42
		人日	690	703	715
	自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
		人日	398	405	411
	就労移行支援	人	7,670	7,803	7,936
		人日	7	8	8
	就労継続支援（A型）	人	153	161	170
		人日	21	22	23
精神障害者	生活介護	人	327	342	358
		人日	28	28	29
	自立訓練（生活訓練）	人	548	559	570
		人日	216	220	224
	就労移行支援	人	3,902	3,971	4,043
		人日	2	3	3
	就労継続支援（B型）	人	17	17	18
		人日	218	221	225
療養介護	生活介護	人	10	10	11
		人日	114	121	128
	自立訓練（機能訓練）	人	37	39	40
		人日	566	594	620
	自立訓練（生活訓練）	人	52	54	54
		人日	923	942	960
	就労移行支援	人	75	76	78
		人日	978	996	1,013
合計	生活介護	人	5	5	6
		人日	26	27	28
	自立訓練（機能訓練）	人	519	528	537
		人日	9,747	9,916	10,085
	自立訓練（生活訓練）	人	5	5	5
		人日	75	75	75
	就労移行支援	人	17	18	19
		人日	267	282	298
合計	生活介護	人	63	66	69
		人日	988	1,035	1,082
	自立訓練（機能訓練）	人	100	102	104
		人日	1,845	1,882	1,919
	自立訓練（生活訓練）	人	332	338	344
		人日	5,570	5,670	5,771
	就労移行支援	人	7	8	9
		人日	26	27	28

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

④居住系サービス

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴・排せつ・食事などの介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、生活等に関する相談などの援助を行います。

障害種別／サービス等種別			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	共同生活援助(グループホーム)	人	3	3	3
	施設入所支援	人	36	36	36
	自立生活援助	人	0	0	0
知的障害者	共同生活援助(グループホーム)	人	212	217	221
	施設入所支援	人	90	89	88
	自立生活援助	人	3	4	5
精神障害者	共同生活援助(グループホーム)	人	24	24	25
	施設入所支援	人	1	1	1
	自立生活援助	人	0	0	0
合計	共同生活援助(グループホーム)	人	239	244	249
	施設入所支援	人	127	126	125
	自立生活援助	人	3	4	5

* 数値は月間の平均利用人員

⑤計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

事業名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

障害種別／サービス等種別			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	計画相談支援	人	133	135	138
	地域移行支援	人	2	2	3
	地域定着支援	人	0	0	0
知的障害者	計画相談支援	人	214	218	222
	地域移行支援	人	2	2	3
	地域定着支援	人	1	1	1
精神障害者	計画相談支援	人	217	221	224
	地域移行支援	人	4	6	7
	地域定着支援	人	2	3	5
障害児	計画相談支援	人	2	2	2
合計	計画相談支援	人	566	576	586
	地域移行支援	人	8	10	13
	地域定着支援	人	3	4	6

* 計画相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

* 地域移行支援、地域定着支援は年間の利用人員

〔3〕地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

平成28年度（2016年度）の利用実績をもとに、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までの3か年の障害者手帳所持者数の伸び率の平均を勘案し見込みました。

理解促進研修・啓発事業については、障害者地域自立支援協議会研修会等、市民、事業者、市民活動団体に対して、障害に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

自発的活動支援事業については、障害者地域自立支援協議会との連携強化を図り、障害者やその家族が悩みや情報を交換できる交流活動など、市民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

障害者相談支援事業については、各エリア・圏域における地域の身近な相談機関として相談支援体制の充実を図るとともに、日常生活圏域の見直しに合わせ、障害者相談支援事業所の整備を行うことを見込みました。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、地域の相談支援の拠点として、障害者相談支援事業所に対し、総合的な調整や専門的な支援を行うとともに、権利擁護を図り、地域移行・地域定着の促進等の取組を行います。

住宅入居等支援事業については、事業の実施は予定しておりませんが、個別ケースの中で住宅入居等にかかる支援を行います。

成年後見制度利用支援事業については、平成28年度（2016年度）の利用実績をもとに、制度の利用促進による今後の増加を見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、利用者のニーズ及び事業の対象となる法人の確保に応じて実施を検討します。

意思疎通支援事業における要約筆記者派遣については、パソコンでの要約筆記に取り組むとともに、派遣体制の充実を行う考え方を基に見込みました。

地域活動支援センターⅢ型については、日中の居場所として、今後の整備を考慮して見込みました。

【見込み量確保のための方策】

○地域生活支援事業のサービス提供体制が充実するように、多様な事業者の参入促進を図ります。

○市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。

○障害者地域自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会などと連携しサービスの充実を図り、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

- 相談支援については、関係機関による従事者養成講座等についての情報を事業者提供し、サービスに従事する人材育成及びサービスの質の向上を図ります。
- 基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、相談支援体制の充実や相談支援従事者の質の向上に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。
- 意思疎通支援事業については、登録手話通訳者の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、広くサービスの周知を図ります。
- 移動支援事業については、講座等を実施し、移動支援についての人材育成に努めます。
- 地域活動支援センターについては、活動内容の充実やサービスの利用促進に向け、情報提供等により支援します。
- 日中一時支援事業等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保及び充実に努めます。

①理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害者の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援します。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

③相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障害者の相談を総合的に行うとともに、地域の障害者相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	か所	7	10	10
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者が、障害福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、業務を適正に行うことができる体制の構築等を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人	8	11	13

* 数値は年間の利用人数

⑤手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行う事業を実施します。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	54	55	56

* 数値は年間の養成研修修了者数

⑥意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者派遣事業	件	61	62	63
	時間	738	750	763
要約筆記者派遣事業	件	10	11	12
	時間	109	114	121
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

* 数値は年間量

⑦日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等の給付又は貸与を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	26	26	26
自立生活支援用具	件	48	49	50
在宅療養等支援用具	件	35	36	37
情報・意思疎通支援用具	件	67	68	69
排せつ管理支援用具	件	1,431	1,455	1,480
住宅改修費	件	5	5	5

* 数値は年間量

⑧移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行います。

障害種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
身体障害者	人	126	128	130
	時間	20,503	20,862	21,220
知的障害者	人	392	400	407
	時間	64,965	66,101	67,238
精神障害者	人	71	72	73
	時間	6,187	6,295	6,403
障害児	人	97	98	100
	時間	6,655	6,771	6,888
合計	人	686	698	710
	時間	98,310	100,029	101,749

* 数値は年間量

⑨地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを行います。 I型＝精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 II型＝機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III型＝地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用人数	人	447	455	463
I型	か所	1	1	1
II型	か所	1	1	1
III型	か所	5	5	5

* 数値は年間量

⑩その他の事業（任意事業）

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅で生活している重度身体障害者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、日中における見守り等を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	人	38	39	40
日中一時支援事業	人	1,310	1,332	1,355
	人日	1,499	1,524	1,550

* 数値は年間量

第4節 障害児福祉計画（第1期）

障害児の健やかな育成のためには、障害児は特別な存在ではなく、他の子どもと同じ子どもであるという認識のもと、子育て施策に加えて、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行い、可能な限り他の児童も含めた集団の中での「育ち」を保障していくことが重要です。

このため、障害児及びその家族に対し、障害の有無が明確でない段階から身近な地域で切れ目のない支援ができるよう障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図るとともに、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域で共に成長できるように、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児福祉計画（第1期）は、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

障害児支援の提供体制の確保に関しては、次の5つの視点を基本的な考え方として設定し、障害児の「療育・保育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。

- ①乳幼児期から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築
- ②保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合的な支援
- ③地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

また、障害児福祉計画は、障害児支援の提供体制に係る保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携や次世代育成支援行動計画（第3期）との整合性を保ちながら推進します。

併せて、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行います。

2 本市における障害児保育、教育等の現状

○障害児保育の状況

■保育所・幼稚園等における支援を要する児童数

年度			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
保育所・認定 こども園等	箇所数	か所	42	45	57	61	65
	児童数	人	631	638	649	692	594
市立幼稚園	箇所数	か所	12	12	12	12	12
	児童数	人	148	140	149	158	152
要配慮児童数合計		人	779	778	798	850	746

* 各年度5月1日現在

■小中学校での状況（支援学級数ならびに支援学級在籍数）

年度			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
市立小学校	学校数	校	32	32	32	32	32
	学級数	組	137	139	154	160	169
	児童数	人	680	727	812	857	919
市立中学校	学校数	校	14	14	14	14	14
	学級数	組	53	57	60	61	68
	生徒数	人	201	236	268	301	325
支援学級在籍者合計		人	881	963	1,080	1,158	1,244

* 各年度5月1日現在

■学童保育での状況（支援学級在籍の児童数）

年度		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
児童数	人	85	94	137	169	177

* 各年度5月1日現在

3 成果目標

(1) 児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターあけぼの学園（福祉型）と藍野療育園（医療型）をそれぞれ1か所設置しています。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

児童発達支援センターは、本市における障害児支援の中核として、単独あるいは連携して障害児相談支援や保育所等訪問支援を実施しています。

引き続き他の関係機関と広く連携することにより、様々な機会を通じ市内の障害児支援事業者等への後方支援に努めます。

（２）保育所等訪問支援

保育所など児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行う事業です。

【目標値設定の考え方】

本市では、国の考え方に基づき、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、身近な地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	3	3

保育所等訪問支援を実施できる事業所は、現在市内に3か所ありますが、包摂（インクルージョン）をすすめるため、引き続き、保護者や受け入れ先である保育所、幼稚園、学校等のサービス内容の理解を進めるための取組を行います。

（３）医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

【目標値設定の考え方】

市内には、重症心身障害児が利用することのできる児童発達支援事業所が2か所（医療型児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス事業所が3か所ありますが、重症心身障害児がより身近な地域で必要な支援を受けられるように、平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を新たに1か所確保することに努めます。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
重症心身障害児が利用すること のできる児童発達支援事業所数 (医療型児童発達支援センター を含む)	か所	2	2	2
重症心身障害児が利用すること のできる放課後等デイサービス 事業所数	か所	3	3	4

（４）医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野の支援が必要であり、総合的な支援体制の構築に向けて、障害者地域自立支援協議会等での検討を踏まえ、平成30年度（2018年度）末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設けることに努めます。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
関係機関の協議の場を設置	か所	1	1	1

（５）コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野が共通の理解に基づき、協働して支援する必要があることから、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に平成30年度（2018年度）末までに配置します。

4 活動指標

(1) 障害児通所支援

平成24年（2012年）4月の法改正により、障害者自立支援法上のサービスから、児童福祉法上のサービスである障害児通所支援に位置付けられました。

【見込み量設定の考え方】

未就学児対象の児童発達支援、医療型児童発達支援については、対象年齢が限られており、利用者数の大きな変動はなく、概ね現状のまま推移することが予想されます。

放課後等デイサービスについては、支援学級、支援学校等に在籍する児童・生徒の増加に伴い、引き続き利用者の増加が見込まれます。

保育所等訪問支援については、サービス提供体制が整っており、今後インクルーシブな保育・教育の推進に伴い、少しずつ利用者が増加するものと見込まれます。

また、居宅訪問型児童発達支援については、対象となる児童の状況を考慮しつつ、必要な体制を整備する必要があります。

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスについては、既に市内において十分な提供体制が確保されていますが、引き続き各事業所のサービス内容の向上に努める必要があります。保育所等訪問支援については、引き続き、利用者（保護者）や受け入れ先である保育所、幼稚園、学校等に対して事業の理解が進むように制度の周知等に努めます。また、居宅訪問型児童発達支援については、今後の支援ニーズや対象者の把握に努める必要があります。

事業名	事業内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び医療の提供を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス等種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人	496	496	496
	人日	2,395	2,395	2,395
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	629	629	629
放課後等デイサービス	人	990	1,089	1,198
	人日	6,226	7,408	8,815
保育所等訪問支援	回	16	20	24
居宅訪問型児童発達支援	回	5	5	5

* 数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」
 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、月間の平均利用回数

(2) 障害児相談支援

個々の障害児に対して本人や家族等のニーズに応じたきめ細かな支援を実施するため、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

障害児相談支援については、相談支援専門員の不足等により、現在すべての障害児通所支援利用者に対応できていない状態であり、引き続き相談支援体制の充実に努める必要があります。

【見込み量確保のための方策】

相談支援専門員の増員や新規事業所の開設を働きかけるなど、障害児相談支援体制の更なる充実に努める必要があります。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	人	86	102	118

* 障害児相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

5 次世代育成支援行動計画（第3期）との調和について

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるように地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画（第1期）と保育等のニーズ量を定めている「次世代育成支援行動計画（第3期）」との整合を図りつつ推進していく必要があります。

「次世代育成支援行動計画（第3期）」では、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの子育て支援施策のサービス量の見込を設定しており、平成29年（2017年）9月に中間見直しを行いました。

茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）より

①年齢別人口の推移

■年齢別人口

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
0歳	人	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
1歳	人	2,551	2,534	2,496	2,436	2,398
2歳	人	2,611	2,577	2,548	2,511	2,452
3歳	人	2,758	2,666	2,623	2,594	2,557
4歳	人	2,853	2,745	2,642	2,598	2,570
5歳	人	2,928	2,890	2,843	2,634	2,590
6歳	人	2,942	2,977	2,952	2,925	2,668
7歳	人	2,926	2,893	2,945	2,890	2,904
8歳	人	2,793	2,919	2,890	2,939	2,863
9歳	人	2,736	2,790	2,916	2,885	2,943
10歳	人	2,706	2,733	2,788	2,895	2,881
11歳	人	2,811	2,627	2,639	2,703	2,801
合計	人	33,130	32,839	32,709	32,399	31,982

②幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み

■ 1号認定（3～5歳児が対象、幼稚園の利用希望がある認定区分）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		人	8, 539	8, 301	8, 108	7, 826	7, 717
量 の 見 込 み	1号認定	人	4, 379	4, 257	4, 158	4, 337	4, 384
	2号認定	人	722	702	686		
	他市の子ども (受入)	人	664	439	239	239	239
	①計	人	5, 765	5, 398	5, 083	4, 576	4, 623
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・ 保育施設)	人	1, 945	1, 945	160	965	965
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	30	270	1, 353	944	944
	確認を受けない 幼稚園	人	4, 095	4, 095	4, 095	4, 095	4, 095
	他市通園 (市内の子ども)	人	571	546	546	546	546
	②計	人	6, 641	6, 856	6, 154	6, 550	6, 550
差 (②－①)		人	876	1, 458	1, 071	1, 974	1, 927

■ 2号認定（3～5歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		人	8, 539	8, 301	8, 108	7, 826	7, 717
見込み 量の	保育利用希望	人	3, 037	2, 953	2, 884	3, 113	3, 167
	①計	人	3, 037	2, 953	2, 884	3, 113	3, 167
確保の内容	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	1, 330	1, 427	1, 663	2, 148	2, 194
	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	1, 425	1, 524	1, 539	1, 017	1, 037
	その他 (待機児童 対策事業)	人	21	21	21	69	99
	②計	人	2, 776	2, 972	3, 223	3, 234	3, 330
差 (②－①)		人	▲261	19	339	121	163

* その他（待機児童対策事業）には、待機児童保育室及び私立幼稚園小規模保育事業卒園児受入推進事業を含みます。

■ 3号認定（0～2歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

0歳児

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		人	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
見込み量の	必要利用定員 総数	人	660	652	636	418	436
	①計	人	660	652	636	418	436
確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	234	290	295	167	170
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	205	232	252	298	304
	地域型保育 事業	人	66	72	72	83	83
	その他 (待機児童 対策事業)	人	6	6	6	3	3
	②計	人	511	600	625	551	560
差(②-①)		人	▲149	▲52	▲11	133	124

1・2歳児

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
推計児童人口		人	5,162	5,111	5,044	4,947	4,850
見込み量の	必要利用定員 総数	人	2,149	2,127	2,100	2,210	2,202
	①計	人	2,149	2,127	2,100	2,210	2,202
確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	791	998	1,008	652	658
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	695	836	890	1,165	1,179
	地域型保育 事業	人	143	156	156	320	320
	その他 (待機児童 対策事業)	人	83	83	83	97	97
	②計	人	1,712	2,073	2,137	2,234	2,254
差(②-①)		人	▲437	▲54	37	24	52

保育利用率（0～2歳児）	36.6%	36.6%	36.6%	35.8%	36.6%
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

* 保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

■地域子育て支援拠点事業

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①利用者数		人日	180,268	178,437	175,431	172,261	169,185
内容 確保の	②受入可能人数	人日	127,869	138,469	149,069	162,319	171,619
	実施箇所数	か所	20	22	24	24	25
差(②-①)		人日	▲52,399	▲39,968	▲26,362	▲9,942	2,434

■乳児家庭全戸訪問事業

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①訪問対象者数		人	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
②確保の内容		人	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
差(②-①)		人	0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①訪問対象者数		人	18	18	18	18	18
②確保の内容		人	18	18	18	18	18
差(②-①)		人	0	0	0	0	0

■時間外保育事業（延長保育事業）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①利用者数		人	2,281	2,236	2,042	2,199	2,242
内容 確保の	②定員	人	4,650	4,650	5,584	6,019	6,144
	実施箇所数	か所	45	45	72	75	75
差(②-①)		人	2,369	2,414	3,542	3,820	3,902

■幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
利用者数	1号認定による利用	人日	34,592	33,628	146,305	149,143	150,626
	2号認定による利用	人日	72,520	70,499			
	①計	人日	107,112	104,127	146,305	149,143	150,626
確保の内容	②受入可能人数	人日	725,785	741,325	409,305	414,180	414,180
	実施箇所数	か所	24	24	41	41	41
差（②－①）		人日	618,673	637,198	263,000	265,037	263,554

■その他の一時預かり（保育所等）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①利用者数		人	10,414	10,269	13,664	13,423	13,224
確保の内容	②受入可能人数	人	8,895	9,165	34,664	34,664	34,664
	実施箇所数	か所	26	29	31	31	31
差（②－①）		人	▲1,519	▲1,104	21,000	21,241	21,440

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

				平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
低学年	①利用者数		人	1, 899	1, 933	1, 973	2, 599	2, 693
	確保の内容	②定員	人	2, 183	2, 320	2, 442	3, 003	3, 197
		実施箇所数	か所	32	32	32	35	35
	差（②－①）		人	284	387	469	404	504
高学年	①利用者数		人	106	105	108	65	118
	確保の内容	②定員	人	0	0	0	0	0
		実施箇所数	か所	0	0	0	0	0
	差（②－①）		人	▲106	▲105	▲108	▲65	▲118

